

5355 Armada Drive | Carlsbad, CA 92008-4602
T: 760-603-4500 | F: 760-603-1814



GIA®

顧客契約書

GIA Laboratories

Antwerp	Bangkok	Carlsbad
Gaborone	Hong Kong	Johannesburg
New York	Ramat Gan	Surat
Tokyo		

www.GIA.edu

COVER PAGES GIA顧客契約書表紙 バージョン番号: Apr 12, 2019

本顧客契約 (以下「**本契約**」といいます。) は、(i) 以下の本表紙、(ii) 添付の顧客契約要項 (以下「**本要項**」といいます。)、(iii) 以下の関連する国別の別紙、並びに(iv) 添付の本要項に述べるGIA規則、手続及び規範からなります。本要項と関連する国別の別紙との間に矛盾が生じた場合、該当国については国別の別紙に定める条件が優先的に適用されます。

本契約は、以下に署名するお客様 (以下「**お客様**」といいます。) と、以下の本表紙に定める場合を除き、5345 Armada Drive, Carlsbad, California 92008, United States of Americaに事業所を置く非営利組織である米国宝石学会 (以下「**GIA**」といいます。) との間で締結されます。

主な条項 お客様は以下の各事項について確認の上、これに同意します。

司法当局の要求及び所有権の相反する請求 第7条 (司法当局の要求及び相反する請求) には、GIAが、お客様から預かった宝石類を、お客様に返還することができない場合の条件が定められています。これには、GIAが司法当局より宝石類を引き続き保有するよう要請があった場合や、他人が宝石類の所有権を申し立てた場合が含まれますが、これらに限られません。

紛争処理及び集団訴訟権の放棄 本契約には、本契約に基づくお客様の権利に影響を及ぼす本要項第24条 (紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項) に定める仲裁及び集団訴訟権の放棄条項が含まれます。お客様が米国に所在/居住している場合には、お客様は、第24条 (紛争処理及び仲裁/代表訴訟権の放棄) に定める拘束力ある仲裁及び集団訴訟権の放棄の適用をオプトアウトすることができます。

GIAの責任の制限 本要項には、第13条 (GIAの責任及び保険) を含みますが、これらに限られないGIAの責任を制限し、お客様のGIAに対する損害賠償請求権に影響を及ぼす条項が含まれています。

本契約当事者となるGIA事業体 以下の条件は、どのGIA提携ラボラトリーが、お客様より預かった宝石類に関する本契約当事者であるかについて定めています。したがって、宝石類の預け先により、お客様は複数のGIA提携ラボラトリーと顧客契約を締結する可能性があります。本契約において、「**GIA提携ラボラトリー**」の用語は、(i) 以下のGIA提携ラボラトリーのいずれか及び(ii) GIA又はGIA関係会社が所有又は運営するその他の宝石ラボラトリーをいいます。

ベルギー お客様が、ベルギーのGIAラボラトリーに宝石類を引き渡し又は発送した場合、本契約は、お客様とGIAとの間において成立するのであって、ベルギーの現地GIA事業部門との間において成立するものではありません。さらに、お客様がベルギーのGIAラボラトリーに宝石類を引渡し又は発送し、かつ、お客様が (事業体ではなく) ベルギーの消費者である場合、本契約に添付する別紙 - ベルギー に定める条件が適用されます。明確を期するため、別紙 - ベルギー は、お客様が会社、企業、その他法人又は事業体である場合には、適用されません。

ボツワナ お客様が、Suites 301 and 201, GIA Centre, Diamond Technology Park, Plot 67782, Block 8, Gaborone, Botswanaに事務所を置く、ボツワナ法に基づき設立された法人であるGIA Education and Laboratory Limited (以下「**GIAボツワナ**」といいます。) 又はボツワナに所在するGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者 (本要項に定義します。) に宝石類を引き渡し又は発送し、かかる宝石類がGIA又はそのいずれかのGIA提携ラボラトリーに転送される場合、本契約 (添付の別紙 - ボツワナ を含みますが、これに限られません。) は、当該宝石類及び関連本サービスについてお客様とGIAボツワナとの間において成立します。この場合、「**GIA**」の用語は、当該宝石類及び本サービスに関しては本契約においてGIAボツワナのみをいうものとします。疑義を回避するため付言しますと、別紙 - ボツワナ は、本契約がお客様とGIAボツワナとの間において成立する場合に限り適用されます。

香港 お客様が、香港のGIAラボラトリーに宝石類を引き渡し又は発送した場合、本契約は、お客様とGIAとの間において成立するのであって、香港の現地GIA事業部門との間において成立するものではありません。

イスラエル お客様が、イスラエルのGIAラボラトリーに宝石類を引き渡し又は発送した場合、本契約は、お客様とGIAとの間において成立するのであって、イスラエルの現地GIA事業部門との間において成立するものではありません。イスラエルのGIAラボラトリーについては、その方法を問わず、本契約又はいずれのGIA提携ラボラトリーについても、ラマット・ガンダイヤモンド取引 (Ramat Gan Diamond Exchange) 規則が適用されることはなく、本契約に関連して又はこれに起因して生じた全ての紛争、訴訟、処分及び請求は、もっぱら本要項第24条 (紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項) に従い解決することを了解するものとします。

日本 お客様が、〒110-0016日本東京都台東区台東4-19-9 山口ビル7階/1 1階に事務所を置く、日本法に基づき設立された法人であるGIA Tokyo合同会社 (以下「**GIA Tokyo**」といいます。) 又は日本に所在するGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者 (本要項に定義します。) に宝石類を引き渡し又は発送し、かかる宝石類がGIA又はいずれかのGIA提携ラボラトリーに転送される場合、本契約 (添付の別紙 - 日本 を含みますが、これに限られません。) は、当該宝石類及び関連本サービスについてお客様とGIA Tokyoとの間において成立します。この場合、「**GIA**」の用語は、当該宝石類及び本サービスに関しては本契約

約においてGIA Tokyoのみをいうものとします。疑義を回避するため付言しますと、別紙 - 日本は、本契約がお客様とGIA Tokyoとの間において成立する場合に限り適用されます。

南アフリカ共和国 お客様が、The Paragon, 2nd Floor East Wing, 1 Kramer Road, Bedfordview, Johannesburg, 2007, South Africaに事務所を置く、南アフリカのGIA Education and Laboratory Proprietary Limited (以下「**GIA南アフリカ**」といいます。)又は南アフリカに所在するGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者(本要項に定義します。)に宝石類を引き渡し又は発送し、かかる宝石類がGIA又はいずれかのGIA提携ラボラトリーに転送される場合、本契約(添付の別紙 - **南アフリカ共和国**を含みますが、これに限られません。)は、当該宝石類及び関連本サービスについてお客様とGIA南アフリカとの間において成立します。この場合、「**GIA**」の用語は、当該宝石類及び本サービスに関しては本契約においてGIA南アフリカのみをいうものとします。疑義を回避するため付言しますと、**別紙 - 南アフリカ共和国**は、本契約がお客様とGIA南アフリカとの間において成立する場合に限り適用されます。

タイ お客様が、U Chu Liang Building, 6th and 10th Floors, 968 Rama IV Road, Silom, Bangkok, Bangkok, 10500, Thailandに事務所を置く、タイのGemological Research (Thailand) Company Limited (以下「**GIAタイ**」といいます。)又はタイに所在するGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者(本要項に定義します。)に宝石類を引き渡し又は発送し、かかる宝石類がGIA又はいずれかのGIA提携ラボラトリーに転送される場合、本契約(添付の別紙 - **タイ**を含みますが、これに限られません。)は、当該宝石類及び関連本サービスについてお客様とGIAタイとの間において成立します。この場合、「**GIA**」の用語は、当該宝石類及び本サービスに関する本契約においてGIAタイのみをいうものとします。疑義を回避するため付言しますと、**別紙 - タイ**は、本契約がお客様とGIAタイとの間において成立する場合に限り適用されます。

明確を期すため、お客様が、ベルギー、香港、イスラエル、又はGIA及びその関係会社がグレーディング・ラボラトリーを運営していないその他の国に所在するGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者(本要項に定義します。)に、宝石類を引き渡し又は発送した場合、本契約は、当該宝石類及び関連する本サービスについては、お客様と米国宝石学会との間の契約となります。

例 お客様が、日本のGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者に100個のダイヤモンドを、米国ニューヨーク州ニューヨーク市のGIAに50個のエメラルドを、タイのGIAタイに25個の真珠をそれぞれ発送し又は引き渡した場合、(i) 100個のダイヤモンドとその関連本サービスについては、本契約(別紙 - **日本**を含みますが、これに限られません。)はお客様とGIA Tokyoとの間において成立し、(ii) 50個のエメラルドとその関連本サービスについては、本契約(別紙を含みません。)は、お客様とGIAとの間において成立し、(iii) 25個の真珠とその関連本サービスについては、本契約(別紙 - **タイ**を含みますが、これに限られません。)は、お客様とGIAタイとの間において成立することになります。

お客様が、GIA提携ラボラトリー又は上記に記載のない窓口に宝石類を引き渡し又は発送した場合、お客様は、当該他のGIA提携ラボラトリー又は窓口と、別途顧客契約を締結する必要があります。

GIAは、直接又は間接的にGIAを所有する又は支配する会社、及びGIAが直接又は間接的に所有し又は支配する会社を含みますが、これらに限られず、GIA提携ラボラトリー及びその他の関係会社に本契約の写しを提供できるものとします。

以下に署名する者は、お客様、又は本契約によりお客様を拘束する権利及び正当な署名権を有するお客様の役員、社長若しくは代表者であり、以下に記載する日付(以下「**効力発生日**」といいます。)をもって署名をしました。

以下に署名することにより、お客様は、本契約を読み、本契約条件を理解してこれに同意し、かつ、本契約がお客様の法律上の権利に影響を与えることを表明したことになります。

お客様は、本契約期間中にお客様が随時GIAに提供する本人確認/お客様情報、資料及び文書(お客様がGIAクライアントポータルを通じてGIAに提供する、また、お客様がGIAに送信する電子メールに含まれる情報、資料及び文書を含みますが、これらに限られません。)は、完全かつ正確であることを約束し、表明し、これを保証するものとします。お客様は、GIAの要求に従い、本人確認/お客様情報、資料及び文書を確認したことの証拠書類をGIAに提出することに同意します。お客様は、GIAがResponsible Jewellery Council(以下「**RJC**」といいます。)の要求に応じてRJC、及び本要項に定めるその他の機関に当該情報を提供することがあることに同意します。

お客様は、(i) 変更があった場合には以下の住所及びその他の連絡先情報、並びに(ii) 本契約期間中に変更があった場合には、お客様がGIAクライアントポータルを通じてGIAに提供した情報を直ちに更新することに同意します。

会社名:	商号(異なる場合):
_____	_____
所在地住所:	郵送先住所:
_____	_____
市、州/県、郵便番号:	国:
_____	_____
電話:	ファックス:
_____	_____
メールアドレス:	

署名: _____ 氏名 (活字): _____
役職: _____ 日付: _____

GIAオフィス使用欄

受領者	日付	記入者	日付	クライアント番号
_____	_____	_____	_____	_____

世界最高の宝石学の権威™ | 1931年以来、非営利事業を通じて社会的信頼の獲得に献身™

GIA®, Gemological Institute of America (米国宝石学会) © 及び上記のロゴは、米国宝石学会の登録商標及びサービスマークです。

[表紙末尾]



顧客契約要項

1. **本契約の適用性及び従前の契約の終了** 本契約は、両当事者間相互の合意に基づき変更され若しくは新たな契約が締結されるまで、又はいずれかの当事者により本契約が解除されるまで、本契約効力発生日以降お客様により又はお客様のためにGIAに引き渡された全ての宝石類（以下に定義します。）、及び全ての本サービス（以下に定義します。）（本契約効力発生日以降GIAが実施した当該宝石類に対する本サービスを含みますが、これらに限られません。）に適用されます。

従前の全ての顧客契約は、本契約により終了しますが、当該従前の顧客契約は、本契約効力発生日前にGIAがお客様から預かった宝石類には引き続き適用されます。

宝石類及び本サービス（以下に定義します。）については、これに関連して本契約上お客様に対する責任を負う当事者は、表紙に記載する該当GIA提携ラボラトリー（GIA、GIAポツワナ、GIA南アフリカ、GIAタイ及びGIA Tokyo等）に限られるものとし、その他いずれのGIA提携ラボラトリーやGIA関係会社も、当該宝石類及び本サービスについてお客様に責任又は義務を負うものではありません。

2. **定義** 本契約において、以下の用語の定義は次のとおりとします。本契約の表紙に定義され、本契約において使用される用語及び表現は、表紙において定義される意味を有するものとします。

「**宝石類**」とは、お客様より又はお客様のためにGIAに引き渡されたダイヤモンド、宝石素材その他あらゆる宝石類をいいます。

「**お客様**」には、お客様固有のGIAお客様番号を使用してGIAに宝石類を預け、又はレポート若しくは本サービスを依頼するお客様及びお客様のいずれかの関係会社が含まれます。「**関係会社**」とは、(i) 直接又は間接的に、お客様の発行済株式、持分、利益、販売権若しくは議決権の50%以上を所有し若しくはこれを支配する（以下「**お客様の所有者**」といいます。）、又は(ii) かかるお客様若しくはお客様の所有者が、直接若しくは間接的に、発行済株式、持分、利益若しくは議決権の50%以上を所有し若しくはこれを支配する個人、法人その他事業体をいいます。ただし、現地法により外国会社による50%以上の資本参加が認められていない国においては、関係会社には、お客様又はお客様の所有者が、現地法により許容される最高限度の発行済株式、持分、配当受益権又は議決権を、直接又は間接的に所有し支配する、又はお客様若しくはお客様の所有者のかかる発行済株式等を所有し支配する法人又は事業体が含まれます。

「**GIA**」とは、GIA又は表紙に定める本契約当事者である該当するGIA提携ラボラトリーをいいます。

「**GIAクライアントポータル**」とは、GIAがインターネットを通じて見込み客及び顧客（お客様を含みます。）に提供する、GIAのオンラインウェブポータルをいいます。GIAクライアントポータルの特徴及び機能は、GIAが独自の裁量により定めるものとし、とりわけ、見込み客及び顧客がGIAに情報提供を行ったり、GIAの本サービスに関する情報を取得したり、GIAカスタマーサービス担当者ややりとりをすることができます。

「**銘刻**」とは、GIAによる宝石類へのレーザーによる銘刻をいい、「**銘刻する**」とは、GIAが宝石類に銘刻を施すことをいいます。

「**GIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者**」とは、1つ又は複数の国又は地域においてGIAのクライアントから宝石類を回収し、本サービスの実施を目的として当該宝石類をまとめてGIAに一括発送する場合のGIAとの取決めのある事業体をいいます。

「**受領書**」とは、GIAがお客様に発行する宝石類の受領書をいいます。

「**レポート**」とは、あらゆる鑑定書、鑑別書、その他(i) 宝石類について記載のある、(ii) 当該宝石類のサービス結果を含む、かつ、(iii) レポートチェック上でGIAが発行するその他のレポートをいいます。明確を期すため、「レポート」とは、宝石類のサービス結果の印刷版をいうものではなく又はこれを含むものではありません。

「**レポートチェック**」とは、GIAが提供する、宝石類に関するレポートを閲覧するオンラインプラットフォーム（URL：<https://www.gia.edu/report-check-landing>又はGIAが随時指定するその他の又は代替URL）（レポート対象の宝石類関連のサービス結果を含みます。）をいいます。

「**本サービス**」とは、GIAが提供するあらゆるサービス（宝石類の鑑定、試験、分析、分類、検査、梱包、封印、宝石類へのレーザーによる銘刻、受領書の発行、サービス結果の提供、レポートチェックを通して行うレポート、GIAクライアントポータルへのアクセスの提供、その使用許可、GIAクライアントポータルを通じた情報、指示及びその他のサービスの提供を含みますが、これらに限られません。）をいいます。

「**サービス結果**」とは、当該結果の提供や供給形態又は形式（印刷文書、カード、ラベル、電子形式等）の如何にかかわらず、宝石類についてGIAが実施した本サービスの鑑定、試験、分析、分類及び検査結果をいいます。

3. **GIAによる本契約への依拠及びお客様が提供する文書** お客様は、GIAが、宝石類の現在価値及び潜在的価値と比べ比較的僅かな手数料で宝石類の引渡しを受け、かかる宝石類に関する本サービスを提供することにより、本契約に定める諸条件（GIAの責任を制限する本契約条件を含みますが、これらに限られません。）に依拠し、これを考慮して現在及び将来業務を行うことを確認し、これに同意します。

お客様は、GIAが、(i) 本契約上の義務を履行し、(ii) 本契約上の権利を行使し、(iii) RJCの要件（RJCの本人確認要件を含みますが、これに限られません。）を遵守し、(iv) 司法当局、政府機関、裁判所及び該当する業界団体の要求に応じるため、GIAのためにGIAが要求するデータ（個人データを含みます。）、情報及び文書をGIAに提供することに同意します。法により要求される特定の情報を除き、お客様は任意でGIAに個人データを提供するものとします。GIAは、随時、GIAクライアントポータルを通じてデータ、情報及び文書を提供し、また、これらの更新を行うようお客様にお願いすることがあります。GIAの要求に応じて情報の更新を行っていただけない場合には、最新データ、情報及び文書の提供を受けるまで、本サービス又は本契約上の義務の履行を停止することがあります。

4. GIAに対する宝石類の発送及び要求したサービス

4.1 宝石類の発送 お客様は、宝石類のGIAへの発送及び引渡し時に、これ（シンプルかつラベルのない包装紙で梱包した宝石類の送付を含みますが、これに限られません。）に関連する、GIAの方針及び手続を遵守することに同意します。お客様は、自ら所有する又は購入を予定している宝石類に限り発送し、これを引き渡すことができるものとし、これ以外のダイヤモンド、宝石素材又はその他あらゆる宝石類については、これを発送し、引き渡さないことに同意します。お客様は、自己の氏名、住所、電話番号、ブランド名、商標、ウェブアドレス、電子メールアドレス、その他お客様を特定する又は宝石類がお客様から発送されたことを特定するために使用される可能性のある一切の情報をかがる小包に同梱しないものとします。さらに、包装紙には、宝石類の鑑定情報（カラー、クラリティー又はカットの情報）も記載してはなりません。ただし、包装紙には、宝石類の形状及び重量並びにお客様が特定されないお客様個人の整理番号を記載することはできません。お客様は、GIAに宝石類を引渡し又は発送する際には、当該宝石類について希望する本サービス及びサービス結果の様式（GIAが当該様式でサービス結果を提供している場合に限られます。）を指定していただきます。宝石類の発送及び引渡しに関するGIAの方針及び手続は、GIAのウェブサイト（<https://www.gia.edu/gem-lab-how-to-submit-gems>）より入手することができます。また、書面で請求があったときには、GIAがその写しを提供します。これらの方針及び手続は、本要項において引用されることにより本要項の一部をなします。お客様は、(i) これらの方針及び手続の写し又はアクセスの提供を受け、(ii) 当該方針及び手続を読んで理解し、かつ、(iii) 当該方針及び手続の拘束を受けることを承諾したことを確認し、これに同意します。

4.2 お客様番号及びパスワード GIA又はGIA提携ラボラトリーは、お客様がGIAクライアントポータルにアクセスしてこれを使用し、本サービスを請求し、本契約関連情報をGIAに提供するためのユーザー名/ID、パスワード及び/又は固有のお客様番号（以下これらを総称して「パスワード」といいます。）をお客様に提供します。お客様は、自らのパスワードの秘密及びセキュリティの保持について全責任を負います。お客様は、(i) GIAに本サービスを要求する権限を付与したお客様の従業員、又は(ii) 本契約に基づきお客様の権利を行使する権限を付与したお客様の従業員以外の者に、お客様のパスワードを開示しないことに同意します。お客様は、お客様による権限の付与の有無を問わず、パスワードに関連して生じた行為について全責任を負うものとし、お客様は、パスワードの不正使用又はその他のセキュリティ違反について、ただちにGIAに通知することに同意します。GIAは、権限の有無を問わず、パスワードの認められた使用又は不正使用に起因して生じた損害については一切責任を負うことはなく、依頼に伴いお客様のパスワードがGIAに提示された場合は、GIAが受けた指示に依拠することができるものとします。本第4.2条は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

4.3 お客様の権限を有する代表者による本サービスの依頼 お客様は、GIAのその時点において有効な方針及び手続に従い、(i) お客様を代理して宝石類をGIAに発送若しくは引き渡し、(ii) お客様を代理してGIAに本サービスを依頼し、及び/又は(iii) お客様を代理してGIAから返送される宝石類の受領書に署名をし、配達された宝石類を受け取る（以下総称して「委任行為」といいます。）権限を、1人又は複数のお客様又はお客様の関係会社の従業員、代理人、請負業者若しくは宅業者（以下総称して「権限ある代表者」といいます。）に委任する（GIAクライアントポータルを通じて行う場合を含みます。）ことができます。権限ある代表者の作為又は不作為は全て、お客様が権限を付与しているか否かにかかわらず、お客様の作為又は不作為とみなし、お客様の、かかる権限ある代表者に関する作為又は不作為について引き続き責任を負うことに同意します。権限ある代表者に関するGIAの方針及び手続は、GIAのウェブサイト（<https://www.gia.edu/gia-faq-analysis-grading-add-remove-authorized-representative>）より入手することができます。また、書面で請求していただければ、GIAがその写しを提供します。これらの方針及び手続は、本要項において引用されることにより本要項の一部をなします。お客様は、(i) これらの方針及び手続の写し又はアクセスの提供を受け、(ii) 当該方針及び手続を読んで理解し、かつ、(iii) 当該方針及び手続の拘束を受けることを承諾したことを確認し、これに同意します。

お客様は、権限ある代表者の一覧をGIAに提供することに同意します。当該一覧は、これら権限ある代表者がお客様を代理して委任行為を遂行することをお客様から許可されていることを示す許可書として使用します。

お客様は、各関係会社及び各権限ある代表者に、本契約条件を遵守させ、その拘束を受けさせることに同意します。お客様は、(i) お客様の関係会社の作為及び不作為、並びに(ii) 関係会社又は権限ある代表者のいずれかが請求した本サービスについても全て、支払期限の到来した代金及びその他の金額の支払いについて責任を負うことに同意します。

お客様は、お客様の関係会社及び権限ある代表者以外の者に、GIAに宝石類を発送する際のパスワードの使用を認めることはできません。

4.4 GIAの宝石類の受領を拒否する権利及び本サービスの提供を停止する権利 GIAは、独自の裁量により、お客様からの宝石類の受領又はお客様への本サービスの提供を一時的又は永久に停止することができるものとします。これには、(a) (i) お客様が本契約に違反している、(ii) お客様が、不正な、腐敗した、虚偽の、誤解を招く虞れのある、宝石・宝飾品業界や一般人に有害な若しくは宝石・宝飾品に対する人々の信頼を確保するというGIAの使命に反するような方法で事業を営んでいる、又は(iii) お客様がGIA職員を罵倒し、無礼又は失礼な態度をとっていると、GIAが独自の裁量により認める場合、又は(b) GIAが、国内外の政府当局より制裁その他制限を課されたことにより、お客様への本サービスの提供を禁止された場合が含まれますが、これらに限られません。(a)及び(b)いずれの場合も、GIAは、お客様から宝石類を預かっている場合、適用法により別途禁止されている場合又は本契約に別段の定めのある場合を除き、本契約の定めに従い当該宝石類をお客様に返送します。

5. GIAが実施する本サービス、レポート並びに着色及び照射宝石類

5.1 本サービスの実施 本契約条件に従い、GIAは、業務上合理的努力を尽くして、お客様から要求のあった本サービスを実施します。GIAは、随時、(i) 新しい本サービス、レポート及びサービス結果の新たな提供方法を提供し、(ii) 特定の本サービス、レポート及びサービス結果の提供方法を中止、修正及び変更することができるものとします。

5.2 本サービスの制限 お客様は、以下の各号を確認し、これに同意します。

(i) 本サービスに関連してお客様に提供又はお客様が利用可能となったレポート及びサービス結果は、いずれの宝石類の保証、評価又は鑑定でもなく、お客様はGIAレポート又はサービス結果自体を参照することはできないこと

(ii) GIAは、本サービスの実施に伴い、宝石類の評価又は鑑定を行わないこと

(iii) レポート及びサービス結果には、本サービスの実施時点でGIAが使用し又は適用した技術、機器及び知識を使用し、GIAが宝石類について実施した

本サービスの結果が記載されており、これらの技術、機器及び知識は、GIAが別の機会に使用したものと異なることがあること

- (iv) 宝石類についてGIAが実施するサービスの結果は、時期、方法及びサービス実施者、サービスに使用された当時の技術状況によって、他者が行う同じ宝石類についての類似のサービスの実施結果と異なることがあること、また、技術や機器の変更及び改良の結果、将来異なる結果になる可能性があること
- (v) GIAは、レポートがレポートチェックにおいて利用可能となり又はサービス結果がお客様に提供された場合には、GIAレポート又はサービス結果を変更又は更新する義務を負わないものとします。いずれの場合も、他のサービスプロバイダから提供を受けた異なるレポート、GIAが本サービスを実施するにあたり使用した技術又は方法の変更、GIAが提供した新たな本サービス、異なるレポート、GIAが過去又は将来に提供する同一又は類似の宝石類にかかるサービス結果の提供方法の如何を問いません。
- (vi) レポート及び電子的に提供されたサービス結果の画像の色及び解像度は、お客様のハードウェア及びソフトウェアに左右されること、また、レポート又はサービス結果に含まれる情報に関する場合を除き、宝石類の画像を、宝石類の評価を行うために使用することはできないこと
- (vii) GIAクライアントポータル及びレポートチェックへのアクセス及びこれらの使用は、GIAより「利用可能な限りにおいて」提供されます。

5.3 完了予定日及び本サービスを実施できない場合 特定の完了日又は引渡日に関するGIAの見積りは、もっぱら拘束力のない見積りです。GIAが、宝石類の性質又は宝石類に必要な本サービスの性質により、本サービスを提供しない又はこれを実施することができない場合（GIAが特定の宝石類について要求された本サービスを提供しない等）、お客様は、未履行の本サービスについては支払義務を負わないものとします。さらに、GIAは、税関、関税、パッキングログ又はGIAが本サービスを実施するために使用する機器の故障により生じた遅延については、お客様に責任を負いません。

5.4 GIAによる再委託及びGIA提携ラボラトリーへの宝石類の発送 GIAは、本サービスの実施及び本契約に基づくその他の義務の履行をGIA提携ラボラトリーに委託することができ、また、これに伴い宝石類の発送又は移転を行うお客様の許可を得ているものとします。上記に限られず、お客様は、第7条（司法当局の要求及び相反する請求）に詳述するとおり、(i) GIAが、第7条に基づき相反する請求の問題の解決に関連して、1つ又は複数のGIA提携ラボラトリーに宝石類を発送することができること、及び(ii) GIA提携ラボラトリーは、相反する請求が解決するまで当該宝石類を保持することができることを確認するものとします。さらに、GIA提携ラボラトリーは、GIAが行使する場合と同様に、本契約に基づくGIAの権利を行使することができるものとします。

5.5 GIAの銘刻サービス及びその他の銘刻

5.5.1 GIAの銘刻 お客様は、GIAに宝石類への銘刻を依頼する場合、依頼を行った宝石類への銘刻に含まれる登録商標、サービスマーク、ロゴ、文字又はその他の記号をGIAに銘刻させる権利を有することをGIAに表明し、これを保証するものとします。上記にかかわらず、GIAは、お客様の要求に応じて、宝石類への銘刻を拒否することがあります。これには、GIAが、独自の裁量により、当該銘刻が詐欺、偽造、誤解を招く恐れがある若しくは虚偽であると思われる、第三者の権利を侵害している、又は法律若しくはその他の法的要件に違反していると判断した場合等が含まれますが、これらに限られません。

5.5.2 銘刻の除去 GIAが、独自の裁量により、お客様から預かった宝石類への銘刻が、不正、偽造、誤解を招く恐れがある、虚偽である、又は第三者の権利を侵害し若しくは法令やその他の法的要件に違反すると判断した場合、GIAは、裁量により、(i) 当該宝石類について本サービスを実施することなく宝石類をお客様に返還する、(ii) 当該宝石類に施した銘刻を削除若しくはぼかす、及び/又は (iii) 当該宝石類にGIAレポート番号を銘刻することができるものとします。お客様は、銘刻の削除及び/又は上記(ii)及び/又は(iii)に記載する宝石類への銘刻について、その時点において有効な価格を支払うことに同意します。

5.5.3 レポートに記載される銘刻の情報 宝石類のレポート及びサービス結果には、GIAの裁量により、宝石類に施されたGIAの銘刻、その他既存の銘刻又は印の概要や説明（銘刻が既存のものであることを含みますが、これに限られません。）が記載されることもありますし、記載されないこともあります。

5.5.4 銘刻の制限 お客様は、GIAの銘刻及びその他の既存の銘刻又は印が、宝石類の識別、品質、原産地又は出所を保証するものではないことを確認し、これに同意します。本契約等にこれと異なる定めがあったとしても、GIAの銘刻又はその他既存の銘刻若しくは印の商標、サービスマーク、ロゴ、語句、文字又はその他の記号（GIAレポート番号、GIAの商標、サービスマーク又はロゴを除きます。）は、もっぱらお客様の判断による、お客様に帰属するものであり、GIAに帰属するものでも、GIAの判断を示すものでもありません。

5.6 誤ったレポートの請求 お客様が宝石類のレポート又は特定のサービス結果を要求し、GIAがその宝石類に適切なレポート又はサービス結果を提供しなかった場合、GIAは、これと異なる書面によるお客様の指示がない限り、適切なレポートをレポートチェックにおいて提供し、又は適切なサービス結果をお客様に提供することができ、お客様は、当該レポート及びサービス結果の代金を支払うことに同意します。加えて、GIAがGIAの規程に従い、特定の宝石類又は特定の種類の宝石類のレポートを、レポートチェックにおいて提供している場合（着色されている、ラボラトリーグロウンである又は不安定である等）、GIAは、お客様からレポートの請求がない場合であっても、当該レポートをレポートチェックにおいて提供し、お客様は、当該レポートにかかる対価を支払うことに同意します。

5.7 レポートへのアクセス

5.7.1 総則 GIA又はGIA提携ラボラトリーに預けられた宝石類のレポート（本契約締結日以前にGIAやお客により又はGIAやお客様のために預けられた宝石類を含みますが、これらに限られません。）について、GIA及びGIA提携ラボラトリーは、レポートチェックを含みますが、これに限られず、当該レポートの情報を一般に公開することができるものとします。お客様は、GIA及びGIA提携ラボラトリーが、お客様が発送した又はお客様のために預かった宝石類のサービス結果を公表することがあることに同意します。GIAはまた、独自の裁量により、レポートチェックを通じて1つ又は複数のレポートにおいて、情報を削除し又は情報の提供を停止する（又はレポートチェックにレポートを掲載しない）こともあります。GIA及びGIA

- 5.9 照射宝石類** お客様は、(i) 政府規制当局、委員会、理事会及びその他団体が、照射宝石類について規制を行い、ライセンスを供与し、取扱基準を設けていること、及びGIAがかかる全ての規制の遵守に努めていること、(ii) GIAは、宝石類の受領及び本サービスの実施に関連して、これを目的とする宝石類の検査を行うことがあることを確認します。GIAは、宝石類の放射線量がかかる基準を超えていると判断した場合、お客様にこの旨通知し、関連規制当局の要件の遵守の努力を含みますが、これに限られず、その時点において有効なGIAの照射宝石類の取扱手続に従うものとします。お客様は、(i) 宝石類の放射線量がかかる基準を超える場合、GIAは、お客様への宝石類の返還が認められないことがあること、(ii) GIAは、照射宝石類取扱許可を受けた事業体にかかる宝石類を譲渡する義務を負うことがあること、及び(iii) GIAは、かかる宝石類に対し一切の追加的責任又は義務を負わないことを確認し、これに同意します。
- 5.10 原石及び部分加工原石** お客様は、GIA又はGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者に宝石類を送送する際に、必要となるキンバリー・プロセス証明書類を同梱しなかった場合、及び/又は宝石類に関して遵守すべきキンバリー手続に従わなかった場合、GIAは、お客様へのダイヤモンド原石についての本サービスの提供を認められないことがあることを確認し、これに同意します
- 5.11 制裁対象宝石類** お客様は、GIAに宝石類を預託後、お客様が米国の制裁措置、その他の適用制裁措置や適用法令に基づく制裁対象者又は制裁対象事業体であると判断された場合には、GIAは、管轄政府機関が差押えを解除しない限り、当該宝石類をお客様に返還することができないことがあることを確認し、これに同意します。

6. GIAによる宝石類の返還及びその例外

- 6.1 宝石類の返還及びレポートチェックへのレポートの掲載** 本契約に別段の定めがある場合を除き、本サービス終了時に、GIAは、(i) お客様から預かった宝石類をお客様に返還し、(ii) 該当するサービス結果(もしあれば)をお客様に提供し、(iii) 該当する場合には、レポートチェックに当該宝石類を掲載するものとします。お客様は、GIAが引渡し前に別段の書面による通知を受領しない限り、当該宝石類の受領書を提示する者にその宝石類を引き渡すことをGIAに認めるものとします。GIAは、お客様がGIAに宝石類を引き渡し又は預けた際に利用した方法で、当該宝石類の引渡し又は返還を行い、お客様は、GIAが、お客様が当該宝石類のGIAへの発送に利用した配送業者を利用して、お客様がGIAに引き渡した全ての宝石類をお客様に返還することに同意します。明確を期するため、お客様が当該宝石類のGIAへの発送に利用した配送業者がGIAが承認する配送業者でない場合、GIAは、その時点において承認している配送業者のいずれかを使用して、お客様への返送を行います。効力発生日現在においてGIAが承認している配送業者は、第6.4条に定めま。GIAは、宝石類の一部について発送することができるものとします。お客様が宝石類をGIAに預けた際に書面で別段の指定を行わない限り、GIAは、お客様がGIAに提供したその時点で最新の住所に宝石類を返送します。これと異なる定めがある場合であっても、GIAは、お客様からGIAに支払うべき料金全額の支払いを受けるまでは、宝石類の返還を保留し、これを保持することができるものとします。
- 6.2 適用除外** お客様は、特定の状況において、GIAが、第5.8条(着色宝石類及び倫理違反)、第5.9条(照射宝石類)、第6.1条(宝石類の返還及びレポートチェックへのレポートの掲載)及び第7条(法執行要件及び相反する請求)を含みますがこれらに限られず、本契約の定めに従いお客様に宝石類を返還する義務を負うことはなく、また、これを返還することができないことがあることを確認し、これに同意します。
- 6.3 GIAによる法令遵守** GIAは、宝石類又は本サービスに関連する法令、規則又は裁判所の命令の遵守について(GIAによる司法当局からの要求への対応を含みます)、本契約に違反しないものとします。
- 6.4 お客様への返送時の保険及び免責** お客様は、該当する配送業者を通じて保険をかけることが可能な場合、GIAは、宝石類がGIAへ発送された時にお客様から申告のあった価格と同額の保険を返送中の宝石類に付すことができることに同意します。上記にかかわらず、GIAは、宝石類を受領した時点において、該当配送業者から受領した文書に保険金額の記載がない場合、独自の裁量により、お客様への宝石類の返送について、保険を付けない又はGIAが定める額の保険を付けることができるものとします。ただし、お客様が、宝石類を預けた時点において保険の購入について書面でGIAに指示を行った場合は、この限りではありません。GIAが保険を購入した場合、お客様は、当該保険の費用をGIAに払い戻すこと、また、GIAが定めた保険価額は、GIAが定める当該宝石類の価格の見積額又は査定額ではないことに同意し、お客様は、この旨の主張や議論を行わないものとします。お客様は、返送中に生じた宝石類への損失又は損害については、GIAはお客様に対し一切責任を負わないことに同意するものとします。また、お客様は、GIAが小包に付ける保険の価額は25,000ドルを限度とし、小包には複数の宝石類が同梱されることがあることについても承知するものとします。これに反する定めがあったとしても、GIAは、お客様の事前の書面による同意を得た上で、お客様への返送を行う際には、お客様がGIAに宝石類を送送した際に利用した配送業者のアカウント番号とは異なる番号を使用することがあります。さらに、お客様は、GIAへの又はGIAからの発送にかかる費用及び保険の費用全額に加え、お客様の所在/在国において課される関税(もしある場合)をGIAに支払い、これを払い戻すことに同意します。お客様は、本第6条(GIAによる宝石類の返送及び例外)又はお客様の明示の書面による指示に従い宝石類が発送された場合には、GIAは当該宝石類に生じた損失又は損害について一切責任を負わないことに同意します。これには、お客様のMalca Amit, Brinks, FedEx, United States Postal Service又はUnited Parcel Service(個別に「配送業者」といいます)のアカウントを使用して、又はお客様の配送業者の宛名ラベルを使用して、お客様の要求に従い発送した場合が含まれますが、これらに限られません。GIAは、ここに、GIAへの又はGIAからの輸送中に生じた小包の紛失、損害又は盗難にかかる全責任を免除されるものとします。GIAへの輸送中に生じた損失又は損害に対する請求は全て、お客様が配送業者に申し立てるものとし、GIAからお客様への輸送中に生じた損失又は損害に対する請求については、GIAが配送業者に申し立てるものとします。いずれの配送業者も、GIAの代理人とみなされることはありません。
- 6.5 宝石類の没収** お客様は、(i) 必要な許可、ライセンス又は証明書を提供しなかった場合、(ii) 国又は地域への宝石類の搬入時に適用される関税を支払わなかった場合、あるいは(iii) その他GIAの意図的行為に起因しない事由により、お客様が所在/居住する国又は地域の所轄政府当局(税関当局を含みますが、これに限定されません)より宝石類が没収、その他保留又は処分された場合には、関連費用とともに、そのリスクを負うことに同意します。
- 6.6 宝石類が回収できなかった場合** 本契約のいずれの定めにもかかわらず、お客様がGIAに宝石類を引き渡し若しくは発送し、宝石類が引取り可能な状態にある旨の通知を受けてから90日以内に、お客様がGIAが発送した宝石類を引き取らなかった場合、GIAは、お客様の費用負担により、お客様から直近に提供された住所に当該宝石類を送送するものとします。お客様が本サービス代金を既に支払っている場合には、GIAは、該当する場合、(a) サービス結果を同梱し、(b) レポートチェックにレポートを掲載します。本サービスの代金が未払いの場合には、GIAは、サービス結果を同梱することなく又は対応するレポートをレポートチェックに掲載することなく、宝石類を返送し、代金の支払いがあったときに、お客様に該当するサービス結果を提供し、該当する場合には、レポートチェックにレポートを掲載します。(i) 宝石類が配達不能でGIAに返送された場合、(ii) お客様がGIAに宝石類をお客様に返送しないよう指示した場合、(iii) お客様が宝石類の引渡し又は返送を拒否した場合、又は(iv) お客様が、適用法に別段の定めがある場合若しくは通用法により禁止されている場合を除き、GIAから宝石類を回収しない旨をGIAに通知した場合、お客様は、当該宝石類の対価の支払いを要求することなく、かかる宝石類の権利、権原及び利益の全てをGIAに譲渡するものとします。GIAは、このような宝石類の譲渡があった場合、独自の裁量によりかかる宝石類を販売、贈

与その他破棄すること、又はGIAの教育研究活動に関連するものを含むGIAの使命の推進に使用するため、これを自ら保有することができるものとし、お客様は、かかる宝石類の唯一かつ独占的所有者であること、また、お客様が、本第6.6条に従い、GIAへ宝石類の所有権を譲渡する権利を有することを表明し、これを保証します。これと異なる定めがあったとしても、GIAが返送した、お客様が本サービスの代金を支払っていない本条に基づく宝石類については、GIAは、お客様がGIAへの発送時に当該宝石類に保険をかけていたとしても、お客様への返送の際にこれに保険をかける義務を負わないものとし、

6.7 特定のGIAの包装 GIAは、不正開封防止装置付の包装又は容器で宝石類を包装する場合、他人による当該包装/容器の不正開封防止機能の回避（容器の中の宝石類を等級の低い又は別の宝石類と差し換えることを目的とする場合を含みますが、これに限られません。）が不可能なことを表明し又はこれを保証するものではありません。GIAは、第三者により包装又は容器が不正に開封された場合（包装又は容器の中の宝石類の別の宝石類との差換えを含みますが、これに限られません。）、お客様又は第三者に一切責任を負いません。お客様は、自己の責任において、宝石類が、これに添付又は適用されるレポートと一致することを確認するものとします。

7. 法執行要件及び相反する請求

7.1 確認事項

お客様は、特定のサービスの実施に関連して、GIAが、(i) お客様から預かった宝石類及び/又は(ii) GIAの他のお客様から預かった宝石類の特徴を示すプロットダイアグラムを作成することがあることを確認します。

また、お客様は、随時、(a) GIAが、国内及び/又は国際司法当局より、宝石類が盗難に遭い若しくは司法当局のその他関心の対象となっているとの通知を受け、又は、(b) GIAが、お客様若しくは第三者（保険会社を含みますが、これに限られません。）より、お客様若しくはその第三者が所有する宝石類が盗難に遭い又は紛失したとの届出を受けることがあることを確認します。GIAに当該届出を行った者を、「届出者」といいます。疑義を回避するため付言しますと、お客様が、GIAが他のお客様から預かった宝石類についての届出者となることがあります。

GIAが、ある宝石類が司法当局の関心の対象となっている、紛失した、盗難にあった又は第三者が所有しているとの通知を受け、以前のプロットダイアグラムにおける特徴とかなり類似する特徴のある宝石類を受領した場合には、「相反する請求」が存在し、本第7条の条件が適用されます。

GIAは、いつでも、その形式を問わず、相反する請求に関して司法当局に協力することができるものとします。GIAが、相反する請求に関し、司法当局の要請を受けた場合（該当する宝石類を当該当局に引き渡す旨のGIAに対する要求を含みますが、これに限られません。）、GIAは、独自の裁量により、当該要求に従うことができます。当該要求及びGIAによる当該要求への対応は、本第7条のその他の条項に優先するものとします。さらに、GIAは、独自の裁量により、いつでも、相反する請求について司法当局に積極的に通知することができるものとします。

(i) GIAが預かった、(ii) 相反する請求の対象となっている、かつ (iii) GIAが過去に鑑定した、上記のいずれの宝石類も、「対象宝石類」といいます。対象宝石類は、お客様がGIAに預けた宝石類又は他のGIAのお客様がGIAに預けた宝石類であることがあります。

鑑定又はその他本サービスのために対象宝石類をGIAに預けたGIAのお客様は、いずれも、相反する請求及び第7条に定める手続において、「依頼者」といいます。お客様が依頼者となることがありますし、お客様がGIAに預けた宝石類が相反する請求の対象となることもあります。

GIAは、GIAのシステムにおいて、(a) お客様が委託販売若しくは「メモ」した宝石類（取引において一般に使用される用語）、(b) お客様が、対価を受領することなく、第三者に任意に引き渡した宝石類、又は(c) 宝石類に関する取引当事者間において紛争が生じている宝石類にはフラグを立てません。

お客様は、依頼者及び/又は届出者として、本第7条（法執行要件及び相反する請求）に詳述する相反する請求手続全体について同意します。

7.2 お客様から預かった宝石類についての相反する請求

GIAは、お客様から、GIAの内部手続を通じて預かった宝石類に、司法当局又は届出者からの届出の目的物たる宝石類と相当類似する特徴があると判断した場合（つまり、相反する請求が存在する又は存在する可能性がある場合）、お客様の宝石類を合理的期間保持することができ、お客様はこれを認めるものとします。GIAは、所轄司法当局及び届出者に、これら当事者届出の対象物である宝石類の特徴と相当類似する特徴のある宝石類（つまり、お客様の宝石類）を預かった旨を通知することがあります。

GIAは、独自の裁量により、お客様の宝石類を輸送し、最初にGIAが預かった場所又はGIA提携ラボラトリーの所在地において、これを保管する決定を行うことができるものとします。

GIAは、(a) 召喚令状その他同様の命令の有無にかかわらず、司法当局のあらゆる要求、及び(b) 裁判所のあらゆる命令に従います。(a) 又は(b) いずれの場合においても、お客様は、GIAがいずれの司法当局及び裁判所にもお客様の情報を提供することを認めていただきます。これには、お客様の氏名、メールアドレス、物理的住所、電話番号及びお客様が本契約に関連してGIAに提供した情報（お客様の所有者、社員及び株主等の本人確認/お客様情報を含みますが、これらに限られません。）（以下総称して「お客様情報」といいます。）、並びにGIAが要求するその他の情報（以下「その他情報」といいます。）が含まれますが、これらに限られません。さらに、お客様は、GIAが、司法当局の要求又は裁判所の命令若しくは指令の有無にかかわらず、いつでも、裁判所及び/又は司法当局にお客様の宝石類、お客様情報及びその他の他情報を提供することができることに同意します。

GIAからの要求に応じ、お客様は、GIAにその他情報を提供すること、並びにGIAがその他情報を裁判所、司法当局及び相反する請求に関係するその他当事者に提供することについての書面による同意を取得するものとします。お客様は、GIAが、独自の裁量により、お客様情報及びその他情報を、相反する請求のその他関連当事者と共有することがあることに同意します。

GIAは、お客様の宝石類の処分又は返還についての裁判所命令又は司法当局の指示を得よう、お客様又は届出者に要求することがあります。お客様は、GIAが、お客様の宝石類の処分又は返還について、裁判所命令又は司法当局の指示を得ることができることを確認し、これに同意します。

GIAが、お客様の宝石類に関する調査を終了し及び/又はお客様の宝石類の差押を行わない旨の書面による通知を司法当局から（以下「**司法当局の通知**」といいます。）を受け、かつ、届出者から当該宝石類の所有権の主張があった場合、GIAは、当該宝石類の所有権の帰属が確定するまで当該宝石類を引き続き保持することができ、第7条の定めが適用されるものとします。かかる司法当局の通知があった時点において、届出者にお客様の宝石類に関する相反する請求がない場合、GIAは、本契約のこれと異なる定めに従い、宝石類をお客様に返還します。

GIAが預かった相反する請求の存在する宝石類について、GIAは、(i) お客様及びお客様の宝石類について相反する請求があることを覚知しているその他の利害関係者に通知し、(ii) GIAが司法当局の通知（GIAからお客様に対する通知は、個別に「**GIA通知**」といいます。）を受け取った場合には、これを通知する合理的努力を尽くすものとします。

7.3 お客様が宝石類の紛失又は盗難届を行った場合の相反する請求

お客様は、宝石類の所有者として、自己の宝石類が紛失した又は盗難に遭った旨をGIAに届け出ることができます（以下「**所有者届出書**」といいます。）。GIAは、お客様が宝石類の所有者である場合に限り、お客様からの所有者届出書を受理します。お客様は、顧客又はその他の者を含みますが、これに限られない第三者のために、所有者届出書を提出することはできません。

さらに、GIAは、独自の裁量により、宝石類に紛失又は盗難のフラグを立てないことがあります。

お客様の所有者届出書又は署名のある確認書（以下に定義します。）には、(1) 警察又は司法当局の宝石類の盗難証明書、又は(2) お客様の宝石類の所有権の請求権を証明する若しくはこれを申し立てる係争中の訴訟若しくは法的措置の写し（該当する場合。）のいずれかを添付しなければなりません。該当する場合、上記の翻訳証明付の英語訳もGIAに提出する必要があります。GIAは、上記の場合を除き、GIAのシステムにおいて当該宝石類にフラグを立てないこととし、GIAが要求するその他の文書又は情報の提供がない場合にも、GIAのシステムにおいて当該宝石類にフラグを立てないこととします。さらに、該当する場合、お客様は、宝石類の損失にかかる保険金請求書をお客様の所有者届出書又は署名済みの確認書と共に提出いただきます。

お客様のためにGIAのシステムにおいて宝石類にフラグを立てるためには、お客様及び該当する場合はお客様の保険会社の権限を有する代表者は、GIAがお客様に確認書を提供した日から90日以内に、GIAの「確認書」に署名しなければなりません。お客様は、宝石類に関して、(i) 委託販売若しくはメモにより売却した宝石類、(ii) 宝石類の対価を受領することなく、任意に第三者に引き渡した宝石類、又は(iii) お客様と第三者との間の宝石類の取引に関する紛争の対象となっている宝石類については、所有者届出書をGIAに提出しないことに同意します。

特定の場合を除き、GIAは、宝石類の紛失又は盗難から12ヶ月以内に、必要文書全てを含む確認書を受領した場合に限り、確認書を受理し、GIAのシステムにおいて宝石類にフラグ立てます。

殆どの宝石類は、GIAのシステムにおいて無期限にフラグが立てられることはなく、むしろ、フラグを立て続けるのは合理的期間（通常10年以内）に限られます。宝石類のフラグの設定及び解除の管理は、GIAが、単独の裁量により、その社内手続に従い行います。

届出者であるお客様が、本第7条に定める情報又は文書を含みますが、これらに限られず、GIAから要求された文書又は情報を適時にGIAに提出しなかった場合、(i) GIAは、お客様の所有者届出書及び/又は確認書に記載される宝石類と相当類似すると思われる宝石類を預かったとしても、お客様の所有者届出書及び確認書の受付を拒否し、GIAのシステムにおいて当該宝石類にフラグを付けず、当該宝石類のフラグをシステムから削除し、当該宝石類について責任や義務を一切負わず、かつ、(ii) GIAは、責任を負うことなく、当該宝石類を、依頼者に返還することができるものとします。

7.4 訴訟の和解又は開始 (i) お客様の宝石類が相反する申立ての対象である旨のGIA通知の日、又は(ii) GIAがお客様の確認書に記載される宝石類と相当類似の特徴を有する宝石類を第三者から預かったことをGIAがお客様に通知した日から60日以内に、お客様は、以下の各事項のいずれかを行わなければなりません。

(a) 相手方当事者との相反する請求の解決を図り、全ての関係当事者（該当する場合は、保険会社を含みます。）が署名した書面による和解契約（当該契約には、GIAが対象宝石類を引き渡すべき者を特定しなければなりません。）の写しをGIAに提供すること

(b) 対象宝石類の所有権の確定を求めて、全ての関係当事者（つまり、届出者及び依頼者）の名前を特定して訴訟を提起すること

お客様は、GIAを相反する請求に関する訴訟の当事者としないうちに同意します。

GIAは、独自の裁量により、この60日の期間を延長することができます。

お客様は、当該60日の所定期間内に上記いずれかの措置を講じなかった場合、対象宝石類についてのGIAに対するあらゆる請求又は訴訟を、完全かつ撤回不能な形で放棄し、GIAは、独自の裁量により、(i) 状況に応じた適切な命令又は指示を裁判所に求めて訴訟を開始するか、又は(ii) 依頼者、届出者若しくは宝石類の所有権を主張する関係当事者に対象宝石類を返還することができるものとします。

7.5 GIAが提起した法的措置 GIAは、独自の裁量により、管轄裁判所において、相反する請求の目的物である対象宝石類（お客様から預かった宝石類を含みますが、これに限られません。）の寄託を求めて訴訟を提起することができ、お客様は、お客様とその他の関係当事者は、当該裁判所において所有権の争いを解決することに同意します。GIAは、訴訟を開始した場合、いずれが勝訴したかにかかわらず、書面による請求を行った上、関係当事者のいずれか、両方又は全員に対し、当該訴訟の請求及びこれへの参加に際しGIAが負担した合理的料金及び費用（合理的弁護士報酬を含みますが、これに限られません。）を連帯して返還するよう請求することができます。

7.6 訴訟開始時 さらに、お客様は、GIAが訴訟を開始したか否かにかかわらず、GIAによる対象宝石類の保有、返却又はその他の処分に対するあらゆる訴訟行為に対して、GIAの積極的かつ完全な抗弁として、相反する請求の目的物である、対象宝石類の所有権を利用することができることに同意します。GIAが対象宝石類を裁判所に差し出し又はその申出を行った場合、お客様は、GIAによる訴訟の取下げの申立てに異議を申し立てないものとします。

7.7 追加的条件

本第7条に記載する相反する請求手続が完了次第、GIAは、裁判所又は関係当事者間の和解契約により指定される関係当事者に対象宝石類を引き渡します。

対象宝石類に関わる関係当事者が本第7条に記載する相反する請求手続への参加を拒否し若しくは望まない場合、当該手続への参加を取りやめた場合、又はGIAが確認書に記載される住所の若しくはGIAの顧客データベースに登録されている届出者若しくは依頼者と連絡を取ることができない場合、GIAは、当該手続に継続して参加した届出者又は依頼者のいずれかに該当宝石類を提供する権利を留保します。

明確を期するため、本契約に基づくGIAの他の権利を制限することなく、お客様が本第7条（法執行要件及び相反する請求）又はGIAが提案し、お客様が署名した相反する請求に関する書類に定める条件を遵守しなかった場合、お客様は、（i）GIAが本契約を解除し、お客様からの宝石類の受理又はお客様への本サービスの提供を拒否し、また、（ii）第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）の条件が、宝石類の受理若しくは本サービスの提供を拒否するGIAの権利又は本契約を解除するGIAの権利の行使に適用されることに同意します。

お客様は、GIAが、盗難に遭った又は紛失した宝石類を発見又は特定できる旨の表明又は保証を一切行わないことを確認します。いかなる場合においても、GIAは、盗難に遭った又は紛失した宝石類を検知又は特定することができなかつたこと、あるいはこの手続期間中に宝石類を保有していたことに起因して生じた直接的、間接的その他一切の損害に対する責任を負いません。さらに、GIAは、本第7条に基づくGIAの履行に関連して司法当局の要求、裁判所の命令又は指示等に従ったことにより生じた結果については、お客様に対し一切責任を負いません。

GIAが相反する請求の目的物である宝石類を手放す前に、届出者、依頼者及びその他関係当事者は、GIAを免責し、GIAに補償を行う免責補償契約をGIAと締結しなければなりません。理由の如何を問わず、お客様及び/又は届出者が免責補償契約を締結せずして、GIAに相反する請求に従い宝石類を手放すよう主張する場合、当該行為により、お客様及び届出者は、GIAに対して有する可能性のある賠償請求権を放棄したものとみなされます。

お客様は、相反する請求に関する第11条（お客様による補償）の定めに従い、GIA及びGIAの被補償者に補償し、何らの損害も与えないことに同意します。

本第7条（法執行要件及び相反する請求）は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

8. 個人データ

取引関係を維持し、また、本契約の履行に合理的関連性のあるその他の目的で、お客様は、GIAが別紙（以下「お客様プライバシー通知」といいます。）に基づきお客様に提供した（かつ、お客様が権限を有する代表者に提供する）公正な処理の通知に記載する、お客様及びお客様の権限を有する代表者に関する個人データを処理、収集、使用、開示、アクセス、移転、保存、維持及びその他処理（以下総称して「処理」といいます。）を行うことを確認し、これに同意します。法により要求される特定の情報を除き、お客様は任意で個人情報をGIAに提供するものとします。お客様はここに、自らが、（i）お客様プライバシー通知の写し又はアクセス権を与えられていること、（ii）お客様プライバシー通知をお客様の正当な権限を有する代表者に提供したこと、及び（iii）お客様プライバシー通知を読んだことを確認するものとします。お客様がGIAに開示、提出、アクセスを提供した、又はその他提出させた個人情報（権限を有する代表者又はその他の第三者に関する情報を含みますが、これに限られません。）については、お客様は、お客様プライバシー通知やその他本契約の履行に合理的関連性のある目的で処理を行うため、当該情報をGIAに提供する権利、並びにお客様が必要な通知を行い、当該情報のGIAへの提供についてお客様の権限を有する代表者及びその第三者から必要な許可を取得したことを表明し、これを保証します。適用あるデータプライバシー関連法に別段の定めのある場合を除き、GIAは、権限を有する代表者に関する営業窓口情報（氏名、勤務先電話番号、勤務先電子メールアドレス及び役職名を含みます。）（以下「BCI」といいます。）を、本サービスを提供し、両当事者間の一般的関係を管理するために処理します。この目的のため、GIAは、適用法に定義される独立データ管理者（又はこれと同等の者）として行います。BCIは、お客様の本国と同等のデータ保護がなされない可能性のある米国で処理されます。お客様の要求に応じて、また、適用法により要求される場合、GIAは、お客様と適切なデータ移転契約を締結します。本条は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

9. 価格及び本サービスの支払い

9.1 GIA価格 GIAの書面による別段の指示がない限り、全ての価格は、米ドル又はGIAがラボラトリーを運営している現地の通貨で表示されます。現行のGIAのビジネス慣行により、GIAの価格をラボラトリーのウェブサイトに掲載しています。お客様は、GIAから別段の通知がない限り、GIAが、その裁量により、お客様から宝石類を預かった国の通貨建てで、GIAに代金を支払うことに同意します。例えば、GIAは、米ドル建てで請求書を発行することができますが、これに限られるものではありません。現地通貨建ての価格については、GIAが公表した現地通貨価格に加え、支払うべき適用ある現地の税金を支払うものとします。GIAは、米ドル建ての価格と現地通貨建ての価格との整合性について定期的に見直し、必要に応じて、為替レートの変動並びに/又はその他運営上及び業務上の要因に基づき、米ドル建ての価格及び現地通貨建ての価格の調整を随時行います。

9.2 価格の変更 GIAは、本サービス、サービス結果及びレポートの価格を随時変更することがあります。

9.3 支払い お客様は、本サービスのその時点において有効なGIA価格を、（1）宝石類がGIAに引き渡された時点、又は（2）宝石類が返却された時点（例えば、本サービスが実施された後）の、いずれもGIAが指定するときに、GIAに支払うことに同意します。GIAが与信期間をお客様に与えた場合、GIAは本サービスの実施後にお客様に請求書を送付し、お客様は、当該請求書に明記される支払条件に従い請求額全額を支払うことに同意します。GIAは、お客様への通知をもって、独自の裁量により、当該与信条件を変更することができるものとします。お客様は、GIAに宝石類を第三者宛てに発送するよう指

示した場合、GIAは、お客様に運賃及び保険料を請求すること、また、お客様は当該料金を支払うことに同意します。お客様は、適用ある現地法により、全ての支払いをGIA所定の通貨で行うことを保証する必要がある場合、外国為替の申込みを行うことに同意します。

- 9.4 **ラボ・ダイレクト・プログラムへの参加者** お客様が、GIAによる本サービスの実施を目的として、宝石類をGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者に預ける場合、GIAは、当該本サービスの対価をGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者に請求し、GIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者はこれを支払うものとします。この場合、お客様は、GIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者に、お客様とGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者との間で同意した本サービスの代金を支払うことに同意します。
- 9.5 **支払いの遅延** お客様の本契約に基づくGIAへの支払が滞り、かつ、お客様がGIAにクレジットカード番号を提供している場合、お客様は、GIAが当該延滞額をお客様のクレジットカードに請求することを認めるものとします。さらに、お客様の支払が滞った場合、GIAは、独自の裁量により、本契約にこれと異なる定めがあったとしても、お客様から当該料金全額の支払いを受けるまで、宝石類、サービス結果及び/又はレポートへのアクセスを保留し/保持することができるものとします。
- 9.6 **税別価格** GIAの価額には、運送費、保険費用、関税及び税金は含まれていません。これらには、印紙税、付加価値税、使用税、売上税、財産税（従価税）、物品サービス税及びその他の税金が含まれますが、これらに限られません。お客様は、本契約に基づく支払額に課される全ての税金を含む、あらゆる運送費、保険費用、関税及び税金を支払うことに同意します。源泉徴収税の徴収が必要な場合は、源泉徴収税を所轄税務当局に送金し、当該支払いについて入手できる最良の証拠をGIAに送付するものとします。
- 9.7 **印紙税の納付** 適用法により、本契約について印紙の貼付け又は印紙税の支払いが必要な場合、お客様は、(i) 印紙を入手し、(ii) 該当する印紙税を支払い、(iii) GIAの要求に応じて、印紙を貼り付けた本契約の写しをGIAに提出するものとします。上記に違反した場合、GIAが印紙を入手し、印紙税の延滞時に課される罰金を含む印紙税を支払うためにGIAが支払った全ての費用、経費、違約金等を、GIAに補償し、これをGIAに払い戻すものとします。
- 9.8 **見積り** 場合により、GIAは本サービス価額の見積りを提供することがあります。本サービス価額の見積りは、単なる見積額であり、見積りにおいて有効な為替レートに基づいています。お客様が本サービスに対して支払う価額は、GIAが本サービスを履行し、該当する為替レートが適用されてから決定される実際の価額とします。お客様が、(1) 宝石類がGIAに引き渡される前、又は(2) 宝石類がGIAに引き渡された時に、本サービスの代金を支払った場合、お客様は見積額を支払うことに同意します。お客様が支払った見積額が実際の価額を下回る場合、お客様は差額を支払うことに同意します。お客様が支払った見積額が実際の価額を上回った場合、お客様は、払戻し又はクレジットを受けることができます。
- 9.9 **支払義務** これに反する定めがあったとしても、お客様は、(i) お客様のパスワードの使用を含みますが、これに限られず、お客様がGIAに預けた宝石類のために実施された本サービスに対し請求される額及び料金の全額、(ii) 当該額及び料金のお客様残高勘定のGIAへの支払い、(iii) 支払期日から全額支払われるまでの、支払期日の到来した未払額に対する月1.5%（又は該当する場合、法により許容される最高額のいずれか低い方の額）の遅延損害金の支払い、並びに(iv) 合理的な弁護士報酬及び回収代行手数料を含みますが、これらに限られず、GIAが支払期日を経過した額の回収に費やした回収関連費用及び経費の全額のGIAの払戻しについて、単独かつ全面的に責任を負うことに同意します。

本第9条（価格及び本サービスの支払い）は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

10. **お客様による保証、法令遵守、贈与の不在** お客様は、GIAに対し、以下のとおり表明、保証し、これを約束します。

- 10.1 **一般保証** お客様は、適用法に基づき有効に存続する事業体又は自然人であり、いずれの場合も、お客様が事業を行う国及び地域の法に基づく、本契約の締結及び本契約上のあらゆる義務の履行に必要な全ての権利、権原及び権限を有し、本契約に基づくお客様のあらゆる義務の履行により、適用法令、規則又は条例に違反することはないものとします。
- 10.2 **キンバリー・プロセス及び保証システム** お客様は、偽証した者は偽証罪に問われることを承知の上、お客様が事業を運営する国のキンバリー・プロセス関連法令について認識していること、また、お客様が本契約期間中継続して当該法令を完全に遵守することを表明、保証し、これを約束するものとします。キンバリー・プロセスは、ダイヤモンド原石の国際間の輸出入の管理を目的として、とりわけ、2003年1月以降に採掘されたダイヤモンド原石は不正開封防止装置付の容器に収納し「キンバリー・プロセス証明」を同封して配送することを義務づけています。

保証システムとは、未加工の、研磨された、台座にセットされたダイヤモンドの売買当事者に(i)全てのダイヤモンドの送り状に次の内容を確認する旨の積極的な供述（アファーマティブ・ステートメント）を記載すること、(ii)当該供述に関する記録を維持すること、並びに(iii)売り手に対する及び売り手による保証の流れの監査を要求する任意のシステムです。

「請求書に記載されるダイヤモンドは、国連決議に従い、紛争への資金提供に関与しない適法な供給源より購入されたものです。下記署名者は、これをもって、これらダイヤモンドの供給者の個人的知識及び/又は書面による保証に基づき、これらのダイヤモンドが紛争に関係していないことを保証します。」

お客様は、宝石・宝飾品業界の関係者の場合は、偽証した者は偽証罪に問われることを承知の上、現在及び将来、保証システムの要件を完全に遵守している/遵守することを表明、保証し、これを約束するものとします。

- 10.3 **法令遵守** お客様は、お客様個人及びお客様の事業に適用される法令全てを遵守することに同意します。上記に限らず、お客様は、(i) お客様が事業、登録、設立を行った及び/又は所在する国又は地域の全ての法令、(ii) あらゆる領土若しくは国（米国を含みますが、これに限られません。）への又はあらゆる領土若しくは国からの宝石類及び宝石製品の営業、販売、取引、輸出、輸入、搬入及び搬出を規制する全ての法令、(iii) 特定の種類の宝石及び宝飾品業界（貴金属、石又は宝石の販売業者を含みますが、これらに限られません。）について、米国愛国者法第352条により変更された銀行秘密法に従い、マネーロンダリング禁止プログラムを立ち上げ、これを維持することを義務付ける全ての法令、並びに(iv) 全ての外国為替関連法令を遵守することに同意します。お客様は、自らの責任により、宝石類の梱包及び取扱いの全てを確実にかつ適用法に従い行うものとします。

10.4 最終用途証明書 お客様は、自己の各宝石類が、(i) 米国制裁の対象となっている地域若しくは国への、(ii) 米国制裁の対象となっている個人若しくは事業体への、又は (iii) 米国制裁により禁止されている最終用途を目的とする発送、販売又は移転することが予定されたものではないことをここに証明するものとします。さらに、お客様は、GIAが米国制裁に違反する方法又は目的で、自己の各宝石類が本契約に基づきGIAへ提供されるものではないこと、また、その他発送、販売、移転又は使用されないことを証明します。「米国制裁」の用語は、米国財務省外国資産管理局及び米国国務省により管理及び執行される、SDNリスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List) に関する制裁を含みますが、これらに限られず、制裁に関連する全ての法令、執行命令及びその他の規定をいいます。

10.5 完全なレポート レポートチェックからダウンロード又は印刷されたサービス結果を含みますが、これに限られず、サービス結果を第三者と共有し又は第三者に提供する場合、お客様は、当該サービス結果 (表紙及び裏表紙の全体を含みます。) の正確かつ完全な写しを当該第三者に提供することに同意します。

10.6 大量販売に関連したレポートの使用 お客様は、対応するサービス結果又はレポートに記載されているもの以外の宝石類には、当該サービス結果又はレポートを使用しないものとします。

10.7 不適切な支払い又はレポートの禁止 お客様は、候補者、委員会、政党、政治的会合、政府、政府部局、又はこれらの従業員又は役員として選任、指名又は指定された個人に、このために又はこれらの指示により、米国海外汚職行為防止法、英国贈賄防止法及びお客様の該当地域の同様の法律を含むあらゆる適用法に違反して、営業上の利益等を得る又は維持するために、かかる事業体若しくは個人の行為若しくは決定に影響を及ぼす、又はかかる事業体若しくは個人を説得して行為をさせる若しくはさせないことを目的として、現金であると現金同等物であると問わず、直接又は間接的にGIA、GIA提携ラボラトリー等のために、融資、贈与、財産、雇用の申出、デイスカウト、寄付その他支払い等の有価物の提供、申出又は提供・申出への同意を行わないことに同意します。さらに、お客様は、直接又は間接的に、GIAの従業員又は代理人に、融資、贈与、財産、雇用の申出、デイスカウト、その他支払い等の有価物の提供、申出又は提供・申出への同意を行わないことについても同意します。

10.8 勧誘行為の通知 お客様は、GIAから提供されている本サービスに関して、正式な手段によらずして、GIAの従業員、元従業員であると主張する者又はGIAスタッフと何らかの関係があると主張する者からアプローチされた場合、これを直ちにGIAに通知することに同意します。さらに、お客様は、GIAが行う内部調査において、GIAが提供する本サービスに関する事項を述べるよう求められることがあることに同意します。

11. お客様による補償

適用法により認められる最大限において、お客様は、GIAの被補償者 (以下に定義します。) の単独又は別個の単純過失又は重過失にかかわらず、以下のいずれかに起因して、関連して又はこれによりGIAの被補償者が被った全ての損失、損害、債務、和解金、費用及び経費 (合理的弁護士報酬を含みますが、これに限られません。) (以下総称して「損害」といいます。) を補償し、GIA及びその関係会社並びにそれぞれの従業員、取締役、役員、理事、取締役会及び代理人 (以下「GIAの被補償者」といいます。) に何らの損害も与えないことに同意します。

- (i) お客様による適用法令の違反
- (ii) 本契約上の表明又は保証の違反を含みますが、これらに限らない本契約に基づくお客様の履行及びお客様による本契約違反
- (iii) お客様の承諾の有無にかかわらず、お客様のパスワードのあらゆる使用
- (iv) 第5.8.2条 (開示の不履行及び倫理違反) に基づく事項であって、不安定若しくはラボラトリーグロウンである又は着色されているとの申立てのあった、GIAが預かった又はGIAに引き渡された宝石類に関連する又はこれにかかわるもの。これには、(a) 政府機関若しくは業界団体に対する通知結果や情報若しくは宝石類の引渡し、及び (b) お客様が、当該宝石類が不安定、ラボラトリーグロウンである又は着色されているということを、宝石類の委託又は引渡し時に書面でGIAに知らせなかった場合に、宝石類の所有者、購入者、末端購入者等が当該宝石類について提起する請求が含まれますが、これらに限られません。
- (v) 第6.6条 (宝石類が回収できなかった場合) に起因する損害
- (vi) 相反する請求。これには、(a) 所轄司法当局の要請、裁判所の命令又は指示、相反する請求の目的事項である対象宝石類のGIAによる返還、保有又はその他の処分、(b) その状況において適切な命令又は指示を裁判所に求めてGIAが提起した訴訟又は第7条 (法執行要件及び相反する請求) により企図される相反する請求の対象事項である対象宝石類の返還、(c) 訴訟、処分又は請求が提起されたか否か、また、GIAが当該訴訟、処分又は請求の当事者として指名されているか否かを問わず、GIAが負担した合理的な弁護士報酬が含まれますが、これらに限られません。
- (vii) GIAがお客様から預かった放射性宝石類への曝露に起因して生じた人身傷害
- (viii) 本宝石類の、第三者の知的財産又は専有権に対する実際の権利侵害、違反又は不正利用又はその申立て
- (ix) サービス結果若しくはレポート、サービス結果若しくはレポートの発行若しくは使用、及び/又は銘刻の誤り若しくは記載漏れ (GIAの被補償者等に起因して生じたサービス結果又はレポートの誤り若しくは記載漏れを含みますが、これらに限られません。)
- (x) お客様の詐欺的又は誤解を招くような行為又は陳述
- (xi) お客様の顧客との契約又は紛争
- (xii) 第5.10条 (原石及び部分加工原石) に基づく政府機関又は業界団体への宝石類の通知及び引渡しの結果を含みますが、これらに限られない、本契約

により許可又は承認されたGIAの行為

さらにお客様は、上記各号のいずれかにより、第三者によるGIAの被補償者に対する請求、訴訟、処分又は法的手続（以下総称して「本請求」といいます。）が生じた場合、お客様は、(i) GIAより選任された弁護士とともに本請求に関連してGIAの被補償者を防御し、(ii) 本請求を提起した第三者に認められた損害又は支払うべき和解金を支払うことに同意します。明確を期するため、損害の裁定額又は和解金の支払いは、GIAの被補償者が被った損害を補償し、GIAの被補償者に何ら損害を与えないことに加え、行うものです。

本第11条（お客様による補償）は、本契約の終了後も有効に存続します。

12. GIAによる保証の不在

12.1 お客様は、GIAが、宝石類、本サービス、サービス結果、レポート、レポートチェック、レポートチェックを通じたレポートへのアクセス、サービス結果又はレポートに含まれる又は含まれない情報、GIAの銘刻、又は宝石類に付された既存の銘刻若しくは印に関して、いかなる表明又は保証も行わないことを確認し、これに同意します。

12.2 GIAは、特定目的への適合性、商品性及び権利侵害の不在の黙示的保証、並びに商習慣の履行の過程において生じる保証を含みますが、これに限られないあらゆる明示的、黙示的及び法定保証を否認します。

12.3 お客様は、(A) GIAのウェブサイト、GIAの資料若しくは販促資料に含まれる情報、又はGIAから口頭により伝達された情報は、GIAの表明又は保証事項とはみなさないこと、また、(B) お客様は当該情報に依拠していないことに同意します。

12.4 本12条（GIAによる保証の不在）に規定される免責条項は、適用法により認められる最大限において適用されるものとします。お客様は、個人又は法人による保証又は表明に依拠して、本契約を締結していないことを確認し、これに同意します。

13. GIAの責任の制限及び保険

13.1 **保険** GIAは、GIAが預かっている間に生じる宝石類の損失又は損害に備え、標準的な宝石商包括保険（又はGIAが業務を営む法域で加入可能な実質的に同等の保険）を維持する（又はGIAのために維持させる）ものとします。お客様は、宝石類の損失、誤配達又は損害に対するGIA、その従業員及び代理人の責任は、これらの過失その他責任により又はこれに起因して生じた場合であっても、保険会社がGIAに支払い、その後GIAがお客様に支払う額（もしあれば。）に限られることに同意します。いかなる場合も、GIA、その従業員及び代理人は、かかる宝石類の損失、誤配達又は損害に対する個人的責任を一切負いません。本13.1条により、適用法に基づく制限を受けることのないGIAの作為又は不作為に対する責任が制限されることはないものとします。

13.2 **宝石類の価値** 本契約において、GIAが預かっている間に紛失した又は損害を被った宝石類の価値は、実際の現金価値、又はGIAの法令、民事法、規制規則に基づく債務額若しくはGIAの保険会社が民事上の補償又は損害賠償を支払うことを拘束する裁判外紛争処理の結果に基づく債務額のいずれか額の大きい方とします。GIAが宝石類を紛失し又はこれに損害を与えた場合、お客様は、宝石類の実際の現金価値に関して完全かつ正確な文書及び領収書をGIAに提供することに同意します。お客様は、これと異なる定めがあったとしても、宝石類の実際の価値が、宝石類が不安定若しくはラボラトリグロウンである、着色されている、お客様が考えていた種類の宝石類ではないという理由によるものを含め、GIAへの又はGIAからの運送中に生じた損失又は損害を補償するためにお客様が購入した保険金額を下回る可能性があることを確認し、これに同意します。

13.3 **壊れやすい宝石類に対する責任の不在及び関連事項** GIAは、通常の処理の過程において変形又は拡張する固有又は既存の性質（若しくは欠点）を有する、GIAが預かっている宝石類に対する損害については、お客様に対し一切責任を負いません。これには、キューレットのない宝石類及び/又は尖った角のある宝石類が含まれますが、これらに限られません。GIAは、宝石類を預かっている間に、上記いずれかの結果として宝石類に損害が生じた場合又は固有若しくは既存の性質が変更され、これを認識した場合にはこの旨お客様に通知します。

13.4 **レポートの誤り、権利侵害又は放射性宝石類に対する責任** GIA、その従業員及び代理人は、(i) 関連する損失、損害、責任又は費用が、GIA、その従業員又は代理人の過失その他責任に起因して生じた場合の、GIAが預かった放射性宝石類に対する被曝により生じた人身傷害に対する責任、請求、訴訟、処分又は要求、(ii) 宝石類が、第三者の特許、著作権、商標その他知的財産権を侵害していると主張する第三者の請求、訴訟、処分又は要求、(iii) レポート若しくはサービス結果の誤り若しくは記載漏れ又はレポートの入手可能性、アクセス若しくは使用及び/又は銘刻（GIA、その従業員、代理人等に起因して生じたサービス結果の誤り若しくは記入漏れを含みますが、これらに限られません。）については一切責任を負わないものとします。本第13.4条により、適用法に基づく制限を受けることのないGIAの作為又は不作為に対する責任が制限されることはないものとします。

13.5 **責任の制限** お客様は、GIA、その従業員及び代理人は、かかる損害の発生可能性につき事前に知らされていた場合であっても、逸失利益、間接的、派生的、付随的、懲罰的、法定の又は特別の損害（本契約、本サービス、サービス結果又はレポートに起因する又はこれに関連する場合を含みますが、これらに限られません。）に対し一切責任を負わないことに同意します。お客様への上記保険金の支払義務を除き、GIAの責任の総計は、いかなる場合も、GIAが本契約に基づきお客様に提供し、当該責任が生じる原因となったサービスの料金を超えることはないものとします。

13.6 **適用** 本第13条（GIAの責任の制限及び保険）の免責条項及び制限を含みますが、これらに限られず、本契約における免責条項及び制限は、(i) 契約、不法行為（過失を含みますが、これらに限られません。）、補償等を問わず、責任の理論に基づく請求及び訴訟に適用されるものとし、(ii) 本契約に定める限定的救済の本質的目的が達成されなかったとしても、適用されるものとみなします。

13.7 **GIAによる補償の不在** お客様は、GIAが、宝石類の所有者、購入者又は末端購入者より提起された請求を含みますが、これらに限られず、お客様に対して提起された第三者の請求、訴訟又は処分について防御し、補償し又はお客様に何らの損害も与えないとの義務を負わないことに同意します。

13.8 **取引の基礎** 両当事者は、前述のリスク配分及び本契約に記載される救済策を十分に検討し、当該配分及び救済策が合理的であると判断し、本契約の前述の制限及びその他の制限が、両当事者間の取引の不可欠な基礎をなすことに同意します。本第13条により、適用法に基づく制限を受けることのない

GIAの作為又は不作為に対する責任が制限されることはないものとします。

13.9 存続条項 本第13条 (GIAの責任の制限及び保険) は、本契約終了後も有効に存続します。

- 14. ライセンスの不許諾** GIAが提供するサービスの条項には、明示又は黙示を問わず、禁反言の法理の適用なく、GIAの特許、著作権又は他の知的所有権に基づくライセンスは規定されていません。GIAは、かかる知的所有権全てを有しています。お客様は、GIA又は米国宝石学会の商号、商標、サービスマークを、GIAの判断により、誤用しないことに同意します。GIAは、本契約により、商号、商標、サービスマークの使用を認可又は許諾していませんが、広告に「GIAによる鑑定が行われた宝石を販売しており、レポートにはその特徴が記載されています。」のように記載することは、この広告が不正で誤解を招くようなものではなく、適用法に違反するものではなく、GIAのウェブサイト (<https://www.gia.edu/Copyrights-Trademarks#using>) に定めるGIAのその時点において有効な使用ガイドラインの条件に違反するものではなく、かつ、当該使用ガイドラインが引用されることにより本要項の一部をなす限り、「公正使用」とみなされます。誤用には、お客様、その宝石、製品又はサービスがGIAにより販売され、スポンサーされ、保証され又は承認されていることを何らかの方法で示唆する、又はGIAレポート又はサービス結果が特定の宝石類の一定の特徴にかかる独立した表記ではないことを明示又は黙示する広告、公表、販促が含まれますが、これらに限られません。お客様は、(i) 使用ガイドラインの写し及びアクセスの提供を受けており、(ii) 使用ガイドラインを読んで理解し、かつ、(iii) 使用ガイドラインの拘束を受けることを承諾することを確認し、これに同意します。
- 15. GIAの使命及びライセンス** お客様は、GIAの使命は、宝石にかかるサービス及び調査を通じて、宝石及び宝飾品に対する公衆の信頼を世界各地において保証することにあることを理解しています。したがって、お客様は、GIAが、(i) 調査データベースにサービス結果を含めること、(ii) 調査結果をGIAの使命に関連した他の目的に使用すること、及び(iii) 宝石類の写真撮影しその写真をGIAの使命に関連した他の目的に使用することに同意します。お客様は、本契約に基づき、サービス又はかかる写真の結果についてGIAに対する (該当する場合) 知的所有権の申立て、訴訟又は法的措置を提起する権利を放棄します。本契約において別途認められる場合を除き、GIAがお客様に関する情報を公表する場合 (第5.8条 (着色宝石類及び倫理違反) を含みますが、これに限られません。) は、お客様から別段の同意がない限り、お客様を特定しない形で行います。本第15条は、本契約の終了後も有効に存続します。
- 16. ビジネス倫理** お客様は、GIAのウェブサイト (<https://www.gia.edu/doc/client-code-of-conduct.pdf>) に掲載され、現在GIAの全ての顧客に適用されているGIA顧客行動規範 (以下「本規範」といいます。) を閲覧したことに同意します。GIAは、本規範を改定することがあり、GIAのウェブサイト (<https://www.gia.edu/doc/client-code-of-conduct.pdf>) に最新版を掲載します。GIAとの取引及びGIA従業員とのやりとりにおいて、お客様は、随時改定される本規範のその時点で有効なバージョンを遵守し、そこに明確に記載される価値に従いビジネスを行うことに同意します。本規範は、ここに引用されたことにより、本要項の一部をなすものとします。お客様は、(i) 本規範の写し又はアクセスの提供を受け、(ii) 本規範を読んで理解し、かつ、(iii) 本規範の拘束を受けることを承諾したことを確認し、これに同意します。
- 17. 出訴期限** 適用法により許容される限度において、適用法により長期の出訴期限の定めがあったとしても、本契約、条項、サービス又は本契約上の当事者間の関係に関連する法的措置、申立て又は訴訟は、契約、不法行為その他の救済訴訟であるか否かを問わず、かかる法的措置、申立て又は訴訟の原因発生日後12ヶ月を超えて提起又は開始することはできません。
- 18. 弁護士報酬** GIAが、(i) 訴訟、請求若しくは処分提起の有無を問わず、本契約に基づく未払金を回収するために、又は(ii) 宝石類、レポート若しくは本サービスに関わる法的手続に関連して (GIA又はお客様が当該手続の当事者であるか否かを問いません。) 、GIAの代理人を務める弁護士を雇った場合、お客様は、GIAに対し、未払金に加え、GIAの合理的弁護士報酬、GIAが負担した費用及びその他の経費を支払うことに同意します。
- 19. レポート及び請求書の条件並びに発注書** お客様は、GIAが発行した受領書及びサービス関連の請求書/納品書に記載されている諸条件は、引用されることにより本契約の一部をなすことに同意します。本契約の条件と受領書、請求書、内容明細票又はレポートの条件が矛盾する場合は、本契約の条件が優先されます。お客様の発注書又は他の書類に記載された矛盾する又は追加の条件は、GIAの権限を有する代表者が署名した書面により明示的に承認されていない限り、効力はないものとします。
- 20. 変更、権利放棄及び契約の可分性** 本要項において別段の明示の定めのある場合を除き、本契約は、本契約第25条の定めに従い、両当事者の権限を有する代表者が締結した補正書によってのみ変更できます。本契約の規定は、当該権利放棄又は同意が、権利放棄の主張を受けた当事者の代表者が署名した補正書に記載されていない限り、いずれの当事者によっても権利放棄がなされた、また、違反が免責されたとはみなされません。本契約違反について権利放棄を行っても、いずれの当事者も別の、異なる、後続の違反に対する同意、権利放棄又は免責を行ったことにはなりません。本契約又は本契約中の条項の一部が無効又は法的強制力がないと判断された場合、当該部分は原条項と可能な限り同等の経済効果を達成できるように変更し、本契約の残りの部分は有効に存続します。本契約は、GIAによる書面による同意なく、取引慣行又は以前の取引過程により、修正、補完、制限又は解釈されないものとします。お客様及びGIAの権限を有する代表者が署名した書面により明示的に提供されていない表明、約束又は条件は、いずれの当事者も拘束しないものとします。
- 21. 期間及び解約** 本契約は、効力発生日に発効し、お客様が後続の顧客契約を締結した日又は本契約条件に従い早期に解約されるときに終了するものとします。いずれの当事者も30日前に書面で通知することにより本契約を解約することができます。ただし、当事者が顧客契約を締結していない場合は、本契約は、当該通知日付で提供されたサービス及び当該通知日後に依頼されたサービスに適用されるものとします。また、お客様が本契約の条項に違反し、通知を受けてから14日以内又はGIAが定めるその他の合理的正期間内に、当該違反を是正しなかった場合、GIAは、お客様へ通知を行うことにより、直ちに本契約を解除することができます。本契約の第5.8条 (着色宝石類及び倫理違反)、第5.9条 (照射宝石類) 及び第7条 (法執行要件及び相反する請求) 等を含む本契約のその他の条項に従い、本契約の終了をもって、GIAは、合理的期間内にGIAが預かっている宝石類をお客様へ返還するものとします。GIAは、その単独の裁量により、お客様に宝石類を返還する前に、これらの宝石類に関してお客様に依頼された又は本契約により許可されたサービスを完了するか否かを決定します。GIAに対するお客様の防御義務、補償義務、本契約に定めるGIAの被補償者に何らの損害も与えない義務及び本契約に基づき提供される本サービスに対するお客様の支払義務は、本契約終了後も有効に存続するものとします。さらに、存続することが明記された又はその性質により当然に存続する本契約の条件は、本契約終了後も有効に存続します。両当事者は、本契約の終了には裁判所の命令は不要であることを確認し、これに同意します。
- 22. 準拠法** お客様が、ボツワナ、日本、南アフリカ共和国又はタイに所在するGIA、GIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者又はGIAベルギー (以下それぞれ「指定国」といいます。) に宝石類を引き渡す又は発送する場合には、第22条 (準拠法) の例外として、本契約の国別別紙に記載される準拠法の定めが適用されます。お客様は、本契約を読み、本契約 (契約、不法行為等を問いません。) に基づき又は関連して生じた紛争 (以下に定義されます) 、及び本契約の効力、履行、解釈については、あらゆる点で米国法及び米国カリフォルニア州法に準拠し、同法に基づき解釈されることに同意します。当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約 (1980年) の適用について、本契約に対しては全面的に適用が除外されることに同意します。本条は、本契約の終了後も有効に存続します。

23. **英語** 本契約は、英語で作成され、その英語版が本契約の他言語翻訳版に優先するものとします。本契約に関連した手続は、英語で実施されるものとします。
24. **紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項** お客様が宝石類をいずれかの指定国のGIA又はいずれかの指定国に所在するGIAラボ・ダイレクト・プログラム参加者に引き渡す又は発送する場合（これらの場合については、本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）の例外として、本契約の国別別紙に記載されている裁判外紛争処理条項が適用されます。）が適用されるものとします。

お客様は、本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）において明示的に規定されたものを除き、本契約に関連する又は起因して生じた全ての紛争、訴訟、処分及び申立て（以下「**紛争**」といいます。）は、本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）に定める拘束力ある仲裁により解決されるものとします。両当事者は、特別紛争（以下に定義します。）にかかるGIAの権利に関する場合を除き、陪審裁判を受ける権利を含む、訴訟提起権及び裁判所に救済を求める権利を放棄することを確認します。

24.1 **仲裁の実施** 本契約に基づき要求される仲裁は、3名から成る合議体が意見聴取し決定するものとします。各当事者は、合議体のメンバー1名を指名する権利を有します。選定された2名のメンバーが合議体の3番目のメンバーを選定するものとします。本契約に基づき仲裁に付された全ての紛争は、第22条（準拠法）に定める法により規制されるものとします。本契約には、(i)本契約に基づきGIAに支払うべき額、又は(ii)GIAの知的所有権侵害又は不正使用（以下、総称して「**特別紛争**」といいます。）に関する紛争を仲裁に付すことをGIAに義務付ける規定はありません。

24.2 お客様が米国内に所在/居住している場合は、本契約に基づく仲裁にはその時点において適用される米国仲裁協会（以下「**AAA**」といいます。）の商事仲裁規則（以下「**米国規則**」といいます。）が適用されるものとします。また、お客様が米国以外に所在/居住している場合は、本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）の定めが、適用される米国規則又は国際規則（以下に定義します。）と異なる場合を除き、本契約に基づく仲裁にはその時点において適用される国連国際商取引法委員会（以下「**UNCITRAL**」といいます。）の仲裁規則（以下「**国際規則**」といいます。）が適用されるものとします。国際規則の場合は、仲裁人選定機関は、AAAとなり、事案は、「UNCITRAL仲裁規則に基づく手続」に従い、AAAにより管理されるものとします。米国規則の場合は、仲裁はAAAにより実施され管理されるものとします。AAAが、理由の如何を問わず仲裁人選定機関となること又は仲裁を実施することを拒否し又は辞退した場合、JAMSが仲裁人選定機関として仲裁を実施します。この場合、その時点において適用されるJAMS包括的仲裁規則及び手続規則が、当該仲裁に適用され、本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）においては、当該仲裁の米国規則とします。合議体による決定は、多数決により行われるものとします。合議体は、本契約で排除されている懲罰的損害賠償又はその他の損害賠償を裁定することはありません。合議体は、上記の準拠法に合致する差止命令、特別履行又は保全処分を出し又は行うことがあります。各当事者は、もつばら、相手方当事者の立合いの下で、又は仲裁者及び相手方当事者宛てに送付する書面により、仲裁者と連絡を取り合うものとします。当事者による書面による別途の同意がない限り、合議体による裁定は、意見聴取終了日から30暦日以内に行われるものとします。当事者による書面による別途の同意がない限り、合議体による決定及び裁定は、理由を記載し、決定の根拠を説明する書面で行われるものとします。上記期間内に裁定が行われなかった場合も、裁定の効力には影響は及ばないものとします。仲裁により行われた決定又は裁定は、確定的かつ両当事者を拘束するものとなります。勝訴当事者は、決定又は裁定を管轄裁判所に提示して確認を受けることができ、これらの裁判所は、直ちにかかる決定又は制定を確認する命令を提出するものとします。

仲裁の裁定については、一方の当事者による他方当事者に対する勝訴の度合いに応じて、仲裁者及び仲裁の費用を当事者間で分担するものとします。勝訴当事者は、解決が仲裁によるものか上記の裁判所によるものかを問わず、合理的弁護士報酬及び本契約に基づく紛争に関連した又は起因する関連費用を要求する権利を有するものとします。勝訴当事者とは、損害賠償金を受けた当事者、有利に訴訟が棄却された被告、原告も被告も救済を受けなかった場合の被告及び/又は被告に対する救済を受けなかった原告に対する被告をいいます。

仲裁地又は管轄地は、米国ニューヨーク州ニューヨーク市とします。ただし、仲裁手続はいずれも、米国カリフォルニア州サンディエゴ市又はニューヨーク州ニューヨーク市のいずれかにおいて物理的に実施することができます。GIAが前述の1都市で仲裁を申し立てた場合、お客様は、GIAによる仲裁申立日から30日以内に書面で選択し、お客様の裁量で仲裁を他の都市へ移管することができます。お客様がかかる期間内に選択を行わなかった場合、選択権は放棄されるものとします。

当事者は、適用される米国規則、国際規則又は仲裁人選定機関による規定に定める通り、開示手続の権利を有します。仲裁手続には英語が使用され、決定及び仲裁記録も英語で記載されるものとします。全ての仲裁手続は、本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）に従い行われ、その結果下される裁定又は決定は、当事者間における秘密とします。

一当事者が、仲裁に関連して提出された書類又は供述書に、秘密情報又は企業秘密が含まれていると誠意を持って主張する限り、当該当事者は、かかる資料及び供述書の秘密を保持する条件について、合意に向け誠意を持って交渉するものとします。当事者が当該条件に合意できない場合は、仲裁者が仲裁に関する秘密情報又は企業秘密の秘密保持のために適切な制限を設定する権利を有するものとします。

本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）に基づき特別紛争が仲裁に付されたとしても、特別紛争の仲裁により、当事者が本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）に定める1つ又は複数の管轄裁判所に差止救済又はその他の衡平法上の救済を求めること、又はGIAの場合には、お客様について管轄権を有する1つ又は複数の裁判所に差止救済又は衡平法上の救済を求めることを妨げられることはありません。

24.3 **集団訴訟提起権の放棄** お客様は、集団訴訟、代表訴訟、併合訴訟又は私的司法長官訴訟を含む裁判又は仲裁に、GIAを相手取り訴訟を提起する請求権者の代表者や構成員として参加しないことに同意します。仲裁人は、複数の個人又は事業体の請求を統合することはできず、また、あらゆる形態の集団又は代表者の訴訟又は請求を統括することはできません。ただし、お客様及びGIAの双方が、各当事者の権限を有する代表者が署名をした書面により、仲裁開始後にこれを行うことにつき明確に同意した場合は、この限りではありません。

24.4 **集団訴訟権の放棄のオプトアウト及び少額裁判所** 上記第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）の他の条項にかかわらず、米国に所在/居住しているお客様の場合、お客様又はGIAは、(a)紛争が米国の少額裁判所で開始される可能性がある若しくは開始されている場合、又は(b)お客様が、**最初に本契約を締結してから30日以内**（以下「**オプトアウト期限**」といいます。）に、**本条に定める仲裁手続をオプトアウトする場合は**、仲裁ではなく裁判所で紛争処理を行うことができます。お客様が米国に所在している場合、お客様は、GIA宛て（Legal Department, 5345 Armada Drive, Carlsbad, California 92008）に、書面による通知を郵送することにより、本項の仲裁条項をオプトアウトすることができます。お客様の書面による通知には、(1)お客様の氏名及びお客様のGIA顧客番号、(2)お客様の住所、並びに(3)お客様がGIAとの紛争を仲裁により解決することを望まないことを明記する必要がある

ります。お客様が仲裁条項をオプトアウトしても、お客様とGIAの関係に悪影響が及ぶことはありません。オプトアウト期限後に受領したオプトアウトの依頼は無効となり、お客様は、本条にの定めに従い、紛争を仲裁又は小額裁判所で解決しなければなりません。疑義を回避するため付言しますと、米国に所在/居住するお客様に限り、第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）の仲裁条項をオプトアウトすることができます。

米国のお客様が、上記のとおり本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）の仲裁条項をオプトアウトして、裁判所における紛争処理を選択した場合、お客様は、全ての紛争を米国のニューヨーク州ニューヨーク市、カリフォルニア州サンディエゴ市に所在する米国連邦裁判所の対人管轄権及び法廷地に同意し、これに服するものとし、これら連邦裁判所がお客様又は紛争の管轄権を有していない場合は、米国のニューヨーク州ニューヨーク市、カリフォルニア州サンディエゴ市に所在する州裁判所の管轄権に服するものとします。これらの裁判所は、いずれかの当事者が管轄裁判所に差止救済又はその他の衡平法上の救済を求める場合は、専属的管轄権を有することになります。

24.5 陪審裁判を受ける権利の放棄 お客様が本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）の仲裁を行わずに裁判所において紛争を継続することとなった場合、各当事者は、適用法に基づき陪審裁判が認められる範囲で、適用法により許容される最大限において、本契約に起因して又は関連して生じた訴訟原因、請求又は訴訟について陪審裁判を受ける権利を放棄するものとします。お客様又はGIAは、陪審裁判を受ける権利の放棄に書面で同意したことの証拠として、本契約の写しを裁判所に提出することができます。

本第24条（紛争処理及び仲裁/集団訴訟権の放棄条項）は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

- 25. 完全合意及びファックス/PDFの署名** 本契約は、本契約に記載される事項に関するお客様及びGIA間の本契約締結時及びその前の全ての合意事項、表明事項、協議事項及び了解事項に優先します。これには、GIAのクライアントポータル又はGIAのウェブサイトの使用に関する矛盾する条件又は反対条件が含まれますが、これらに限られません。本契約、本契約により要求若しくは許可される様式若しくは文書、本契約の修正又は上記いずれかの署名ページは、それぞれ、必要数又は適当な数の副本で締結することができ、これには、書面で締結された副本及び電子的に締結された電磁的記録である副本の双方が含まれます。当該文書の副本は、締結時に各々原本とみなされ、全ての副本をあわせて単独かつ同一の文書となるものとします。直筆で又は電子的に締結された本契約の副本、本契約により要求若しくは許可される様式若しくは文書、本契約の修正又は前記事項のいずれかの署名ページは、電子的手段、ウェブサイト若しくはポータル、又はファックス若しくはその他の電子的映像を含みますがこれらに限られず、その手段を問わず交付することができます。いずれの副本も、当該副本の受領者の裁量により、紙面から電子的形態に又は電子的形態から紙面に変換することができ、当該変換された副本は原本とみなされます。GIAの方針及び利用規約は、引用されることにより上記文書いずれかの一部をなし、ウェブサイト若しくはオンラインポータルを通じて提供され、又はハードコピーでお客様に提供されることがあります。本契約は、両当事者により起草されたものとみなし、本契約又はその条件の解釈は、起草者である一当事者に不利に解釈されることはありません。
- 26. 通知** 本契約により要求又は許可される全ての通知は、書面により以下の方法で送付し、各号に記載される時をもって送付されたものとみなします。(i) 手交、実際の配達時、(ii) 宅配便、書面による受領確認時、(iii) 配達証明付郵便又は書留郵便、受領の確認時。GIAへの通知は、本契約の頭書に記載される住所へ送付し、お客様への通知は、GIAが保有するその時点で有効な住所へ送付するものとします。また、一当事者から他方当事者への文書による合理的な事前通知をもって、指定する他の住所に送付することもできます。
- 27. 譲渡及び承継人** お客様は、GIAの事前の書面による同意なく、本契約を第三者へ譲渡することはできません。適法により認められる限りにおいて、GIAは、本契約をその関係会社等へ譲渡することができます。本契約は、GIAの承継人及び譲受人を拘束し、これらの利益のために効力を生じるものとします。
- 28. 不可抗力** GIAは、その合理的な制御を超える事由により生じた状況においては、不履行又は履行遅滞に対する責任を負わないものとします。かかる事由には、洪水、火災、ストライキ、地震、その他の天候関連の事象、テロ行為又は政府の行為が含まれますが、これらに限られません。
- 29. 受益者の不在** 本契約のいずれの定めも、明示か黙示かを問わず、お客様、GIA及びGIA提携ラボラトリー以外の個人又は事業体に、本契約に基づく又は本契約による一切の権利（第三者受益権を含みます。）、救済、義務又は責任を与えることを意図するものではなく又はこれを与えないものとします。

[顧客契約要項末尾]

別紙 - ベルギー
ベルギーの消費者向け

(1) **準拠法** 本契約に基づき生じた又は本契約に関連する紛争の全て（契約上若しくは不法行為上のものであると、その他によるものであるとを問いません。）、及び本契約の効力、履行及び解釈についてはあらゆる点において、国際私法の原則が適用されることなく、ベルギー法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980年）の本契約への適用は全面的に除外されることに同意します。

(2) **法廷地の選択及び仲裁** お客様は、本契約に関連する又はこれに起因して生じる全ての紛争、訴訟、処分、申立て（以下「紛争」といいます。）は、本項に定めるとおり、お客様及びGIAより、ベルギー仲裁・調停センター（以下「CEPANI」といいます。）における仲裁に付されることに同意するものとします。本契約に基づき依頼された仲裁は、3名の仲裁人からなる合議体が意見聴取し決定するものとします。各当事者は、合議体の仲裁人1名を指名する権利を有します。選定された2名の仲裁人が合議体の3番目の仲裁人を選定します。本契約に基づき、全ての紛争の仲裁は、上に定める準拠法により規制されるものとします。本契約には、GIAが(i)本契約に基づくGIAへの支払額、又は(ii)GIAの知的所有権侵害又は不正使用に関する紛争を仲裁に付すことを要求する規定はありません。本契約に基づく仲裁には、本項の規定が変更されない限り、その時点において適用されるCEPANIの規則（以下「規則」といいます。）が適用されるものとします。

合議体による決定は、多数決により行われるものとします。合議体は、本契約において排除されている懲罰的損害賠償又はその他の損害賠償を認めることはできません。合議体は、上記の準拠法に合致する差止め命令、特別履行又は保全処分を出す/命ずることがあります。各当事者は、もつぱら、相手方当事者の立合いの下で、又は仲裁人及び相手方当事者宛てに送付する書面により、仲裁人と連絡を取り合うものとします。

仲裁により行われた決定又は裁定は、確定的かつ両当事者を拘束するものとなります。勝訴当事者は、決定又は裁定を承認を得るため管轄裁判所に提示することができます。仲裁の裁定については、一当事者による他方当事者に対する勝訴の度合いに応じて、仲裁人及び仲裁の費用を当事者間で分割するものとします。勝訴当事者は、解決が仲裁によるものか上記の裁判所によるものかを問わず、弁護士報酬及び本契約に基づく紛争に関連する又はこれに起因する関連費用を請求することができます。勝訴当事者とは、損害賠償金を受けた当事者、有利に訴訟が却下された被告、原告も被告も救済を受けなかった場合の被告、被告に対する救済を受けなかった原告に対する被告を指すものとします。仲裁は、ブリュッセルにおいて実施されます。両当事者は、規則が定める又は規則が別途定める開示手続の権利を有するものとします。仲裁手続には英語が使用され、決定及び仲裁記録も英語で作成されるものとします。全ての仲裁手続は、本項に基づいて行われ、その結果下される裁定又は決定は、両当事者間の秘密とみなされます。一当事者が、かかる仲裁に関連して提出された書類又は供述書に、秘密情報又は企業秘密が含まれていると誠意を持って主張する限り、両当事者は、かかる資料及び供述書の秘密を保持する条件に関し、合意に向けて誠意を持って交渉するものとします。両当事者が条件に合意できない場合は、仲裁人が仲裁に関する秘密情報又は企業秘密の秘密保持のために適切な制限を設定することができるものとします。本項に基づき紛争が仲裁に付されたとしても、かかる紛争の仲裁によりいずれの当事者も管轄裁判所に差止め又はその他の衡平法上の救済を求めることを妨げられるものではありません。

(3) **消費者の保護** この別紙の以下の条件は、本契約から逸脱する条項を含み、お客様が消費者（以下「消費者」といいます。）である場合には、特定の状況において、GIAとお客様との関係に適用されることがあります。本契約の条項は、以下本項に別段の明示の定めがない限り、またその範囲内において、存続します。

- a. **適用** 本項の規定は、消費者の明示の文書による要求に基づき適用されます。
- b. **紛争** 本契約に関連する又は起因して生じた紛争の場合、消費者は、ベルギー法及び/又は欧州法に従い国内の管轄裁判所に紛争を提起することができます。消費者は、(i)別紙 - ベルギーに定める仲裁合議体に紛争事案を提起するか、又は(ii)直ちに当該事案の国内裁判所への付託を要求することなく、当該仲裁に出廷したときは、当該権利を放棄したものとみなされます。
- c. **遠隔販売** 同一の場所に居ないGIA及び消費者間で本契約が締結され（以下「遠隔販売」といいます。）、GIAが契約に基づき本サービスをまだ履行していない場合に限り、消費者は、本契約締結後14日経過後まで本契約を解約することができます。消費者は、GIAが上記14日間に本サービスを実施することがあることを確認します。さらに、消費者は、GIAが、独自の裁量により、上記14日間経過後に限り本サービスを開始する決定を行うことがあることを確認します。この場合、いずれの引渡期間も14日間延長されます。消費者が本契約に基づき複数の宝石類をGIAに引き渡した場合、上記の14日の期間は、各宝石類について、これがGIAに引き渡された日に開始します。
- d. **価格及び支払義務** 消費者は、本契約が支払義務を伴う注文であることを理解し、これを承知するものとします。支払義務は、主として、GIAのレポート及び本サービスの価額について生じるものであり、これは、GIAの料金体系（<https://www.gia.edu/submit-a-gem-duplicate>）において確認することができます。消費者は、自ら要求したレポート及び本サービスの価格の通知を受けることを確認します。消費者は、GIAの本サービスに（消費者の特定の選択及び特定の状況に応じて）、以下のような追加料金が発生する可能性があることを理解し、これを承諾します。
- 発送及び保険費用
 - 消費者の要求に基づくレーザーによる銘刻
 - GIAの判断による不適切な銘刻の除去
 - GIAが必要と認める場合の、適切なレーザーによる銘刻の追加
 - 消費者による誤った又は不適切なレポート要求後の、適切なレポートの提供
 - 宝石類の性質の開示なく行われた試験の手数料
- e. **本契約の範囲** 消費者は、次の書類及び条件を読み、これを受諾したことを確認するものとします。
- 表紙
 - 顧客契約要項
 - 国別別紙 - ベルギー

- 宝石類の預かり及び引渡しに関するGIAの方針及び手続 (<https://www.gia.edu/gem-lab-how-to-submit-gems>);
- GIAの外部プライバシーポリシー
- 権限を有する代表者に関するGIAの方針及び手続 (<https://www.gia.edu/gia-faq-analysis-grading-add-remove-authorized-representative>); and
- 特定の宝石類に利用可能な適切なレポートに関するGIAの方針

[以下余白]

本資料は機密です

別紙 - ボツワナ

- (1) **準拠法** 本契約に起因して生じた又は関連する紛争（契約、不法行為（違反行為）上のものであると、その他によるものであるとを問いません。）、及び本契約の効力、履行、解釈については、国際私法の原則が適用されることなく、あらゆる点においてボツワナ国法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとし、両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980年）の本契約への適用は全面的に除外されることに同意します。
- (2) **法廷地の選択及び仲裁** お客様は、本契約に関連する又はこれに起因して生じる全ての紛争、訴訟、法的措置、申立て（以下「紛争」といいます。）は、本項に定めるとおり、お客様及びGIAより仲裁による解決に付されることに同意するものとします。本契約に基づき依頼された仲裁は、3名から成る合議体が意見聴取し決定するものとします。各当事者は、合議体のメンバー1名を指名する権利を有するものとします。選定された2名のメンバーが合議体の3番目のメンバーを選定します。合議体のメンバー全員がボツワナ仲裁人協会のメンバーである必要があります。本契約に基づき、全ての紛争の仲裁は、上に定める準拠法により規制されます。本契約には、GIAが(i)本契約に基づくGIAへの支払金、又は(ii)GIAの知的所有権侵害若しくは不正使用に関する紛争を仲裁に付すことを要求する規定はありません。本契約に基づく仲裁には、本項の規定が変更されない限り、その時に適用されるボツワナ仲裁人協会の規則（以下「規則」といいます。）が適用されるものとします。仲裁人選定機関は、ボツワナ仲裁人協会であり、案件は、規則に従いボツワナ仲裁人協会により管理されるものとします。合議体による決定は、多数決により行われます。合議体は、本契約において排除されている懲罰的損害賠償又はその他の損害賠償を認めることはできません。合議体は、上記の準拠法に合致する差止め命令、特別履行又は保全処分を出す/命ずることがあります。各当事者は、もつばら、相手方当事者の立合いの下で、又は仲裁人及び相手方当事者宛てに送付する書面により、仲裁人と連絡を取り合うものとします。両当事者による書面による別段の合意がない限り、合議体による裁定は、迅速に行われるものとします（通常は、意見聴取終了日から30暦日以内）。両当事者の書面による別段の合意がない限り、合議体による決定及び裁定は、理由を記載し、決定の根拠を説明する書面で行われるものとします。上記期間内に裁定が行われなかった場合であっても、裁定の効力には影響は及びません。仲裁により行われた決定又は裁定は、確定的かつ両当事者を拘束するものとなります。勝訴当事者は、決定又は裁定を承認を目的として管轄裁判所に提起することができ、かかる裁判所は、直ちにその決定又は裁定の承認を行うものとします。仲裁の裁定については、一当事者による他方当事者に対する勝訴の度合いに応じて、仲裁人及び仲裁の費用を当事者間で分割するものとします。勝訴当事者は、解決が仲裁によるものか上記の裁判所によるものかを問わず、合理的弁護士報酬及び本契約に基づく紛争に関連した又は起因する関連費用を要求することができます。勝訴当事者とは、損害賠償金の支払を受けた当事者、有利に訴訟が却下された被告、原告も被告も救済を受けなかった場合の被告、被告に対する救済を受けなかった原告に対する被告を指すものとします。仲裁は、ボツワナ国ガボローネにおいて実施されます。両当事者は、規則が定める又は規則が別途定める開示手続の権利を有します。仲裁手続には英語が使用され、決定及び仲裁記録も英語で作成されるものとします。全ての仲裁手続は、本項に基づいて行われ、その結果下される裁定又は決定は、両当事者間の秘密とみなされます。一当事者が、かかる仲裁に関連して提出された書類又は供述書に、秘密情報又は企業秘密が含まれていると誠意を持って主張する限り、両当事者は、かかる資料及び供述書の秘密を保持する条件に関し、合意に向けて誠意を持って交渉するものとします。両当事者が条件に合意できない場合は、仲裁人が仲裁に関する秘密情報又は企業秘密の秘密保持のために適切な制限を設定することができるものとします。本項に基づき紛争が仲裁に付されたとしても、かかる紛争の仲裁により、いずれの当事者も管轄裁判所に差止め又はその他の衡平法上の救済を求めることを妨げられることはありません。

仲裁人は、一人/一つの自然人又は法人の複数の申立てを併合することはできず、集団若しくは代表訴訟又は申立て（集団訴訟、併合訴訟又は私的法務総裁訴訟など）を併合することもできません。ただし、お客様及びGIAが各当事者の権限を有する代表者が署名した書面により仲裁開始後にこれを行うことに特に同意する場合にはこの限りではありません。お客様は、集団訴訟における代表者、集団訴訟の原告等として集団、併合若しくは代表訴訟に参加しないことに同意します。

[以下余白]

別紙 - 日本

(1) **準拠法** 本契約に起因して生じた又は関連する紛争（契約、不法行為上のものであると、その他によるものであると問いません。）、及び本契約の効力、履行、解釈については、国際私法の原則が適用されることなく、あらゆる点において日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980年）の本契約への適用は全面的に除外されることに同意します。

(2) **法廷地の選択及び仲裁** お客様は、本契約に関連する又はこれに起因して生じる全ての紛争、訴訟、法的措置、申立て（以下「紛争」といいます。）は、本項に定めるとおり、お客様及びGIAより仲裁による解決に付されることに同意するものとします。本契約に基づき依頼された仲裁は、3名から成る合議体が見聴取し決定するものとします。各当事者は、合議体のメンバー1名を指名する権利を有するものとします。選定された2名のメンバーが合議体の3番目のメンバーを選定します。本契約に基づき、全ての紛争の仲裁は、上に定める準拠法により規制されます。本契約には、GIAが(i)本契約に基づくGIAへの支払金、又は(ii)GIAの知的所有権侵害又は不正使用に関する紛争を仲裁に付すことを要求する規定はありません。本契約に基づく仲裁には、本項の規定が変更されない限り、その時に適用されている社団法人日本商事仲裁協会の規則（以下「規則」といいます。）が適用されるものとします。仲裁人選定機関は、社団法人日本商事仲裁協会であり、案件は、規則に従い社団法人日本商事仲裁協会により管理されるものとします。合議体による決定は、多数決により行われます。合議体は、本契約において排除されている懲罰的損害賠償又はその他の損害賠償を認めることはできません。合議体は、上記の準拠法に合致する差止め命令、特別履行又は保全処分を出す/命ずることがあります。各当事者は、もっぱら、相手方当事者の立合いの下で、又は仲裁人及び相手方当事者宛てに送付する書面により、仲裁人と連絡を取り合うものとします。両当事者による書面による別段の合意がない限り、合議体による裁定は、迅速に行われるものとします（通常は、意見聴取終了日から5週間以内、特別な状況の場合は、意見聴取終了日から8週間以内）。両当事者による書面による別段の合意がない限り、合議体による決定及び裁定は、理由を記載し、決定の根拠を説明する書面で行われるものとします。上記期間内に裁定が行われなかった場合であっても、裁定の効力には影響は及びません。仲裁により行われた決定又は裁定は、確定的かつ両当事者を拘束するものとなります。勝訴当事者は、決定又は裁定を承認を得るため管轄裁判所に提示することができ、かかる裁判所は、直ちにその決定又は裁定の承認を行うものとします。仲裁の裁定については、一当事者による他方当事者に対する勝訴の度合いに応じて、仲裁人及び仲裁の費用を当事者間で分割するものとします。勝訴当事者は、解決が仲裁によるものか上記の裁判所によるものかを問わず、合理的弁護士報酬及び本契約に基づく紛争に関連する又は起因する関連費用を要求することができます。勝訴当事者とは、損害賠償金を受けた当事者、有利に訴訟が却下された被告、原告も被告も救済を受けなかった場合の被告、被告に対する救済を受けなかった原告に対する被告を指すものとします。仲裁は、日本国東京において実施されます。両当事者は、規則が定める又は規則が別途定める開示手続の権利を有するものとします。仲裁手続には英語が使用され、決定及び仲裁記録も英語で作成されるものとします。全ての仲裁手続は、本項に基づいて行われ、その結果下される裁定又は決定は、両当事者間の秘密とみなされるものとします。一当事者が、かかる仲裁に関連して提出された書類又は供述書に、秘密情報又は企業秘密が含まれていると誠意を持って主張する限り、両当事者は、かかる資料及び供述書の秘密を保持する条件に関し、合意に向けて誠意を持って交渉するものとします。両当事者が条件に合意できない場合は、仲裁人が仲裁に関する秘密情報又は企業秘密の秘密保持のために適切な制限を設定することができるものとします。本項に基づき紛争が仲裁に付されたとしても、かかる紛争の仲裁により、いずれの当事者も管轄裁判所に差止め又はその他の衡平法上の救済を求めることを妨げられることはありません。

もし、お客様及びGIA（及び場合によっては全ての第三者）が、特定の申立てを併合するために各当事者が署名した請求書を作成した場合、仲裁人は、その裁量において当該申立てを併合することができます。お客様は、日本国外における集団訴訟の代表者や参加者として行為しないことに同意するものとします。

(3) **反社会的勢力の排除**

(3.1) 「反社会的勢力」とは、(1)暴力団、暴力団員、暴力団関係会社若しくは団体及びその他これと同等の者、又は、(2)自ら又は第三者をして、暴力、法律上の権限を超える不当な要求、脅迫的言動の使用、若しくは風説を流布し、偽計を用い若しくはこれと同等の行為により信用の失墜や業務妨害を行う者をいいます。

(3.2) 各当事者は、(1)反社会的勢力と（直接又は間接的に）関わりをもっておらず、(2)反社会的勢力と、これが経営に実質的に関与するような関係にはなく、(3)反社会的勢力と、これに依存するような関係にはなく、(4)反社会的勢力への資金提供又は同様の行為により、当該勢力の維持若しくは運営に協力し又はこれに関与しておらず、あるいは、(5)反社会的勢力と社会的に避難される関係にはないことを表明し、これを保証します。

(3.3) 一当事者が、前項の表明及び保証事項に違反した場合（以下「**違反当事者**」といいます。）には、他方当事者（以下「**非違反当事者**」といいます。）は、本契約を催告なく解除し、損害賠償を請求することができ、違反当事者が非違反当事者に対して負う全ての債務は支払期日が到来し、違反当事者は、直ちに当該債務を弁済するものとします。

[以下余白]

別紙 - 南アフリカ共和国

(1) **準拠法** お客様は、本契約を読み、本契約、本契約に起因して生じた又は関連する紛争（契約、違反行為上のものであると、その他によるものであると問いません。）、及び本契約の効力、履行、解釈については、あらゆる点において南アフリカ共和国法に準拠し、同法に基づき解釈されることに同意します。下記の仲裁条項に従い、両当事者は、同意の上、本契約に起因して生じた又は関係する紛争をヨハネスブルク（南アフリカ）のサウスハウテン最高裁判所の非専属管轄に提起します。両当事者は、裁定された費用が弁護士・顧客基準に基づき回収できることに同意します。ただし、裁判所によりかかる基準が適用されないことが特に決定された場合には、裁判所の命令に従い費用が回収されます。南アフリカ消費者保護法（2008年）及びその改正又は履行のための規則（以下総称して「CPA」といいます。）により、本契約のいずれかの条項が無効又は執行不能であると判明した場合、かかる条項は、CPAが許容する最大限において執行され、両当事者は、CPAのもとで有効かつ執行可能であり、無効かつ執行不能な原条項の趣旨を可能な限り維持する新たな差替条項について誠意をもって協議するものとします。

(2) **仲裁**

両当事者間に本契約に起因する紛争又は意見の相違がある場合は、かかる紛争又は意見の相違は、いずれかの当事者が、南アフリカ仲裁財団法人（以下「AFSA」といいます。）の規則に従い、請求書をもって、ヨハネスブルクの仲裁に付すものとします。かかる仲裁は、AFSAにより管理されます。

AFSAが組織としてその時に運営していない又は何らかの理由により仲裁依頼を受理しない場合は、商事仲裁については、両当事者の合意により指名された仲裁人の面前で、AFSAの規則に従い実施するか（AFSAが直近に適用したとおり）、又は仲裁要請後10営業日以内に合意に達しない場合は、紛争当事者は、直ちにヨハネスブルク弁護士会の会長に連絡し、仲裁人を指名してもらうことができます。ただし、被指名者は、10年以上かかる職に就いている者となります。被指名者は、その紛争について正式に任命された仲裁人となります。紛争当事者の弁護士が仲裁の管理に関連する事項について合意しない場合、かかる事項は、仲裁人が調査し、決定します。この決定は、確定的かつ紛争当事者を拘束するものとなります。

仲裁当事者は、商事仲裁のAFSA規則の観点から、仲裁人の決定を上訴することができます。

本契約のいずれの条項も、仲裁当事者が緊急の救済又は金額の確定している債権に関する裁定について、管轄裁判所に申請することを禁止する又は妨げるものとみなされることはありません。

本仲裁条項（上訴手続を含みますが、これに限られません）に関する仲裁は非公開で行われ、両当事者は、仲裁に付された紛争の詳細、仲裁手続の実施及び仲裁の結果を秘密に扱うものとします。

本契約の終了又は解約にかかわらず、本仲裁条項は、両当事者を引き続き拘束します。

両当事者は、紛争又は意見の相違は仲裁に付されるものと規定している第2条の観点から、紛争当事者による請求書は、時効法（1969年）との関係では、時効消滅を中断するための法的手続とみなされることに同意します。

上記にかかわらず、いずれかの当事者は、(a)紛争が南アフリカの少額裁判所で開始される、又は(b)お客様が、本契約の条項に最初に合意してから30日以内（以下「オプトアウト期限」といいます。）に、本別紙に規定される仲裁手続をオプトアウトする場合は、本契約に起因する紛争の仲裁ではなく裁判所における解決を選択することができます。お客様は、GIA（The Paragon, 2nd Floor East Wing, 1 Kramer Road, Bedfordview, Johannesburg, 2007, South Africa）宛てに、書面による通知を郵送することにより、本別紙をオプトアウトすることができます。お客様の書面による通知には、(1)お客様の氏名及びお客様番号、(2)お客様の住所、並びに(3)お客様がGIAとの紛争の仲裁による解決を望まない旨を明記する必要があります。お客様が仲裁条項をオプトアウトしても、お客様とGIAとの関係には悪影響が及ぶことはありません。オプトアウト期限後に受けたオプトアウトの依頼は無効とし、お客様は、本別紙に定めるとおり、紛争を仲裁又は南アフリカの少額裁判所において解決しなければなりません。

仲裁人は、一人/一つの自然人又は法人の複数の申立てを併合することができず、集団若しくは代表訴訟又は申立て（集団訴訟、併合訴訟又は私的財務総裁訴訟など）を併合することもできません。ただし、両当事者が各当事者の権限を有する代表者が署名した書面により仲裁開始後に行うことに特に同意する場合はこの限りではありません。お客様が本別紙に定める仲裁条項をオプトアウトして裁判所における紛争解決を選択した場合、この集団訴訟の権利放棄は、お客様には適用されません。お客様は、上記のオプトアウト要件を遵守することなく、集団訴訟における代表者、集団訴訟の原告等として集団、併合又は代表訴訟に参加することはできません。

お客様は、上記のとおり本別紙の仲裁条項をオプトアウトして裁判所における紛争解決を選択した場合、全ての紛争について、ヨハネスブルク（南アフリカ）のサウスハウテン最高裁判所の非専属管轄に服することに同意します。

[以下余白]

別紙 - タイ

- (1) **準拠法** 本契約に起因して生じた又は関連する紛争（契約、不法行為上のものであると、その他によるものであると問いません。）、及び本契約の効力、履行、解釈については、国際私法の原則が適用されることなく、あらゆる点においてタイ国法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980年）の本契約への適用は全面的に除外されることに合意します
- (2) **法廷地の選択及び仲裁** お客様は、本契約に関連する又はこれに起因して生じる全ての紛争、訴訟、法的措置、申立て（以下「紛争」といいます。）は、本項に定めるとおり、お客様及びGIAにより仲裁による解決に付されることに同意するものとします。本契約に基づき依頼された仲裁は、3名から成る合議体が意見聴取し決定するものとします。各当事者は、合議体のメンバー1名を指名する権利を有するものとします。選定された2名のメンバーが合議体の3番目のメンバーを選定するものとします。本契約に基づき、全ての紛争の仲裁は、上に定める準拠法により規制されるものとします。本契約には、GIAが(i)本契約に基づくGIAへの支払金、又は(ii)GIAの知的所有権侵害又は不正使用に関する紛争を仲裁に付すことを要求する規定はありません。本契約に基づく仲裁には、本項の規定が変更されない限り、その時に適用されるタイ仲裁協会の規則（以下「規則」といいます。）が適用されるものとします。仲裁人選定機関は、タイ仲裁協会であり、案件は、規則に従いタイ仲裁協会により管理されるものとします。合議体による決定は、多数決により行われるものとします。合議体は、本契約において排除されている懲罰的損害賠償又はその他の損害賠償を認めることはできません。合議体は、上記の準拠法に合致する差止め命令、特別履行又は保全処分を出す/命ずることがあります。各当事者は、もっぱら、相手方当事者の立合いの下で、又は仲裁人及び相手方当事者宛てに送付する書面により、仲裁人と連絡を取り合うものとします。両当事者による書面による別段の合意がない限り、合議体による裁定は、迅速に行われるものとします（通常は、意見聴取終了日から30暦日以内）。両当事者による書面による別途の合意がない限り、合議体による決定及び裁定は、理由を記載し、決定の根拠を説明する書面で行われます。上記期間内に裁定が行われなかった場合も、裁定の効力には影響は及びません。仲裁により行われた決定又は裁定は、確定的かつ両当事者を拘束するものとなります。勝訴当事者は、決定又は裁定を承認を得るために管轄裁判所に提示することができ、かかる裁判所は、直ちにその決定又は裁定の承認を行うものとします。仲裁の裁定については、一当事者による他方当事者に対する勝訴の度合いに応じて、仲裁人及び仲裁の費用を当事者間で分割するものとします。勝訴当事者は、解決が仲裁によるものか上記の裁判所によるものかを問わず、合理的弁護士報酬及び本契約に基づく紛争に関連した又は起因する関連費用を要求することができます。勝訴当事者とは、損害賠償金の支払を受けた当事者、有利に訴訟が却下された被告、原告も被告も救済を受けなかった場合の被告、被告に対する救済を受けなかった原告に対する被告を指すものとします。仲裁は、タイ国バンコクにおいて実施されます。両当事者は、規則が定める又は規則が別途定める開示手続の権利を有するものとします。仲裁手続には英語が使用され、決定及び仲裁記録も英語で作成されるものとします。全ての仲裁手続は、本項に基づいて行われ、その結果下される裁定又は決定は、両当事者間の秘密とみなされます。一当事者が、かかる仲裁に関連して提出された書類又は供述書に、秘密情報又は企業秘密が含まれていると誠意を持って主張する限り、両当事者は、かかる資料及び供述書の秘密を保持する条件に関し、合意に向けて誠意を持って交渉するものとします。両当事者が条件に合意できない場合は、仲裁人が仲裁に関する秘密情報又は企業秘密の秘密保持のために適切な制限を設定することができるものとします。本項に基づき紛争が仲裁に付されたとしても、かかる紛争の仲裁によって、いずれの当事者も管轄裁判所に差止め又はその他の衡平法上の救済を求めることを妨げられることはありません。

仲裁人は、一人/一つの自然人又は法人の複数の申立てを併合することはできず、集団若しくは代表訴訟又は申立て（集団訴訟、併合訴訟、又は私的法務総裁訴訟など）を併合することもできません。ただし、お客様及びGIAが各当事者の権限を有する代表者が署名した書面により仲裁開始後にこれを行うことに特に合意する場合はこの限りではありません。お客様は、集団訴訟における代表者、集団訴訟の原告等として集団、併合若しくは代表訴訟に参加しないことに合意します。

[以下余白]